Journal of Intelligence Science in Local Research (JIS-LR)

Vol.02 No.2

下関市立大学 研究機構

目 次

1	外国人児童生徒少数在籍地域における多文化共生教育 ―山口県および下関市の現状と課題―	石川 朝子 (下関市立大学)	1-18
2	Forward-Forward の MNIST 追試とハイパーパラメータ探索	白濱 成希 (下関市立大学) 中谷 直史 （順天堂大学） 渡邉 志 （静岡理工科大学)	19-29
3	『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について②	岸本 充弘 (下関市立大学)	30-38
4	光エリア拡大における「商業的回遊性」と「生活空間」の相克に関する理論的考察―関門地域を事例とした持続可能な観光まちづくりへの予備的アプローチ―	竹内 裕二 (下関市立大学)	39-53
5	地域包括支援センターにおける組織間ソーシャル・キャピタル測定項目の検討 ―ヤングケアラー支援を文脈として―	小村 有紀 (下関市立大学)	54-69

【原著論文】

外国人児童生徒少数在籍地域における多文化共生教育

—山口県および下関市の現状と課題—

Multicultural Education in a Region with Small Numbers of Foreign Students

—Current Status and Challenges of Yamaguchi Prefecture and Shimonoseki City—

石川　朝子[1]
Tomoko　ISHIKAWA[1]

[1]下関市立大学
Shimonoseki City University

要旨

グローバル化に伴い多文化共生教育の重要性が増す中、外国人児童生徒少数在籍地域である山口県および下関市を事例に政策・地域・学校の取り組みと課題について整理し、教育社会学的視点から分析を行なった。これらの地域に教育的課題が顕在化している背景について、「従来の在日外国人教育との不連続性（歴史）」、「外国人教育指針の不在（制度）」、「多文化共生教育に資する学校文化の醸成の必要性（学校文化）」の三側面から考察を加えた。

多文化共生教育の改善の方向性については、①地域の在日外国人教育の歴史的蓄積を踏まえ、既存の教育資源を統合し継承すること、②特に外国人児童生徒が少数在籍する地域特性を考慮した教育指針の策定が不可欠であること、③多文化共生教育が学校文化として定着していないという構造的課題があるため、母語・母文化の尊重を含む包括的な多文化共生教育を学校・地域全体で推進する文化の醸成が不可欠であること、が教育改善の基盤となると結論づけた。

キーワード：多文化共生教育、外国人児童生徒少数在籍地域、教育政策、在日外国人教育との不連続性、学校文化

Abstract

As globalization progresses, the importance of multicultural education has increased. This study examines Yamaguchi Prefecture and the city of Shimonoseki—regions characterized by a low enrollment of foreign-national students—as case studies to

analyze policies, community initiatives, and school practices, as well as the challenges they face, from a sociological perspective on education. The factors underlying the emergence of educational challenges in these regions are examined from three perspectives: the historical discontinuity with conventional education for foreign residents in Japan, the institutional absence of clear educational guidelines for foreign-national students, and the need to cultivate school cultures that support multicultural education.

The study concludes that improving multicultural education in regions with small numbers of foreign-national students requires three key approaches: (1) integrating and inheriting existing educational resources based on the historical accumulation of education for foreign residents in the local community; (2) developing educational guidelines that reflect the specific characteristics of such regions; and (3) fostering a school and community culture that promotes comprehensive multicultural education, including respect for students' home languages and cultural backgrounds, in order to address the structural challenge that this form of education has not yet become embedded in school culture.

Keywords: Multicultural Education, a Region with Small Numbers of Foreign Students, Educational Policy, Discontinuity with the Education of Foreign Residents in Japan, School Culture

1. はじめに

グローバル化の時代を迎え「多文化共生」という言葉が身近なものとなっている。1970年代から始まる新来外国人（ニューカマー外国人）の増加により、2000年以降国の施策及び日本の各都市・地域では「多文化共生」(総務省 2006)という言葉が使われるようになった。その後、親に連れ立って来日した外国につながる子どもの学校適応や不就学問題、日本語教育の必要性、学力や進路・キャリア、アイデンティティの問題など多くの教育的課題が次第に明らかとなり、学校やボランティアなどの現場で対応に追われることとなった。

これまで、「在日外国人教育」、「外国にルーツをもつ（つながる）子どもの教育」や「ニューカマー外国人の子どもの教育」という言葉で外国人の子どもが対象とされ研究されてきた。この間の 20 年以上に及ぶ研究では、外国にルーツをもつ子どもにスポットライトが当てられ、その対象となる子どもたちが抱える教育的課題の解決やかれらへのサポートのあり方について研究が行われてきた。しかしそこには、ホスト社会側の構造的な問題や価値観が問われることは少なかったように思われる。多様な背景をもつマイノリティの子どもの課題として（時には、日本語能力や学力、学校適応や進路・学歴などのホスト社会で生きるための「不足」を補う必要のある存在）として実践及び研究がなされてきた経緯が窺える。本稿で多文化共生教育という用語を使用する第一の目的は、外国にルーツをもつ子どもの教育に関する問題を、マイノリティの子どもの教育という狭い範疇に留めて検

討するのではなく、マジョリティ側（国、行政、地域・コミュニティ、学校、マジョリティの教員・子ども・親など）を含めた全てのアクターへと対象を広げ、多文化共生に必要な教育のあり方について考えるためである。ここで使用する多文化共生教育を、国籍や言語、文化などの違いを相互に認め合い、尊重しあうための教育として定義する。

多文化共生教育（または外国にルーツをもつ子どもの教育）に関する研究は主に、神奈川県や大阪府、愛知県、東京都などの外国人住民集住地域を中心に行われてきた。集住地域では外国人の子どもの教育課題が顕在化しやすく、早くから地域の学校や教育委員会、ボランティア団体などで対応が検討されることが多い。しかしながら先に挙げた都道府県以外のほとんどは外国人児童生徒の少数散在地域であり、本稿で取り上げる山口県下関市もそれにあたる。他方で下関市は、在日韓国・朝鮮人が比較的多く居住してきた地域であり、歴史的に外国人教育や民族教育に関する一定の実践的蓄積を有してきた地域でもある。こうした「外国人教育」の土壌を有するにもかかわらず、近年増加しつつあるニューカマーの児童生徒に対する教育支援においては、必ずしも十分な対応がなされているとは言い難い現状がみられる。

この点に着目することは、従来の外国人教育の枠組が、異なる背景をもつニューカマーの子どもたちに対してどのように機能し、あるいは機能不全を起こしているのかを検討することにつながる。すなわち、下関市の事例は、少数散在地域における多文化共生教育の課題を個別事例として記述するにとどまらず、地方都市における教育支援の構造的な限界や再編の必要性を明らかにする上で重要な分析視角を提供するものである。

また、後述するが、今後下関市においても外国人住民の増加が見込まれていることを踏まえると、現在外国人児童生徒が少数散在していると思われる下関市の多文化共生教育に関する現状や課題について検討する重要性はますます高まっている。

そこで本稿では、山口県および下関市を一例とし、多文化共生教育の現状と課題を整理する。具体的には、少数散在地域に居住する外国人児童生徒を取り巻く教育現状やその取り組みを政策レベルや地域レベルに着目して集取した資料や情報を分析し、直面する課題を抽出する。その際、在日外国人教育の歴史的（不）連続性や県及び市レベルの外国人教育政策、学校や地域での実践について着目し、教育社会学的観点から、①制度的枠組（外国人児童生徒支援に関する政策や制度の整備状況）、②教育資源の配置（日本語指導体制や地域の支援活動の有無とその活用状況）、③学校文化（教員の認識や学校内での課題共有のあり方）、④支援体制（学校・行政・地域の連携の仕組み）といった分析視点を設定し、少数散在地域において多文化共生教育が集住地域に比して十分に進みにくい要因について考察を行う。このことにより、少数散在地域での多文化共生教育に関する課題が明らかになり、課題解決に向けた具体的な提言や解決策を今後提示できる可能性がある。同時に、研究結果が広く地域住民や市・教育関係者に共有されることで、多文化共生教育に対する理解や認識が高まることが期待される。さらには、研究結果に基づいて、具体的な提言や改善策について関係者が議論することで、地域社会での多文化共生の促進に寄与できると考える。

2. 在留外国人及び外国人児童生徒に関する統計データ

まず、現在の最新の統計データから日本、そして本稿で対象とする山口県や下関市における在留外国人及び外国人児童生徒数を概観する。法務省出入国在留管理庁の統計によると、2024 年 12 月末の在留外国人数は 349 万 4,954 人（前年末比 35 万 7,985 人で、10.5%増加）で、過去最高を更新している。在留外国人数が最も多いのは東京都の 73 万 8,946 人で全国の 19.6%を占め、次いで、大阪府（333,564 人）、愛知県(331,733 人)、神奈川県（292,450 人)、埼玉県（262,382 人）という順で多い。山口県を見てみると、2024 年 12 月末時点で 21,581 人の在留外国人が居住していることがわかる。2023 年末(19,622 人)と比べると 10%増加しており、今後も増加が見込まれる[注1)]。

一方、本稿の対象地域である下関市の状況はどうだろうか。2025 年 7 月時点で在住外国人数は 5,234 人（総人口 240,754 人、在留外国人比率 2.17%）となっている[注2)]。国籍別にみると、多い順に韓国・朝鮮(1,938 人)、ベトナム(848 人)、中国(469 人)、フィリピン(143 人)、ネパール(74 人)、インドネシア(61 人)、タイ(56 人)となっている[注3)]。さらに、在留資格別では、特別永住者、特定技能・実習、留学、永住者という順で多い。下関市の特徴として、戦前戦後から在住する在日コリアンのオールドカマーや、近年はベトナムなどからの技能実習生が多いことが挙げられる[注4)]。

このような外国人増加の傾向を受け、旧文部省（文部科学省）は、「日本語が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況に関する調査」を 1991 年から始めた。統計をとりはじめて以来、年々その数は増加し、令和 5 年度の文科省調査（「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」）では、日本語指導が必要な児童生徒数は、69,123 人で前回の調査より 18.6%増となっており、年々増加している。そのうち、外国籍児童生徒は、57,718 人（前年に比べて 21.2%増)、日本国籍児童生徒は 11,405 人（前年に比べて 6.7%増）である[注5)]。

また文部科学省では、全国的な外国人の子どもの就学実態の把握を進め、全ての外国人の子どもに教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、全国的な「外国人の子供の就学状況等調査」を実施している[注6)]。この調査は、1.就学状況の把握と 2.就学促進の取組について、全国 1,741 の市町村教育委員会（特別区を含む）に尋ねたものである。2023 年 5 月 1 日時点の調査によると、住民基本台帳上の学齢相当の外国人の子どもの人数が 150,695 人となっており、前年の調査から 10.1%増加していることがわかった。この調査で注目に値するのは、不就学状態に置かれている可能性がある外国人の子どもの多さである。まさに、8,601 人もの子どもが、義務教育学校にも外国人学校にも

注1) 法務省出入国在留管理庁「令和 6 年末における在留外国人数について」（2025 年 3 月 14 日公開）
注2) 総務省「令和 7 年住民基本台帳人口・世帯数、令和 6 年人口動態（市区町村別)」（2025 年 7 月 1 日現在）
注3) 統計しものせき（全市の数値（1）　人口・世帯、自然環境）「外国人人口　国籍別」
注4) 下関市「下関市多文化共生・国際交流推進計画 2021~2030~多文化共生が拓く下関市の未来~」（2021 年 3 月）
注5) 文部科学省「「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 5 年度)」の結果について」（2024 年 8 月 8 日公開）
注6) 文部科学省「「外国人の子供の就学状況等調査（令和 5 年度)」の結果について」（2024 年 8 月 30 日公開）

通っておらず、学齢相当の子どもが不就学及び就学状況が把握できない状況に置かれていることが明らかとなった（前回調査より 418 人増加。5.1%増）。山口県では、令和 5 年に義務教育諸学校に通う外国人の子どもは 323 人、外国人学校に通う子どもは 8 人、不就学の子どもが 8 人、転出・出国（予定を含む）が 9 人、「就学状況把握できず」が 34 人、と報告されている。この調査は、市町村教育委員会に尋ねたものをもとに作成していることから、山口県内の各市町村の統計データも参照可能となっている。

表 1　令和 5 年度　山口県内各市町村の外国人児童生徒の就学状態等調査結果

令和 5 年度	就学		③不就学	④ 転居･出国（予定含む）	⑤就学状況把握できず	⑥その他	①～⑥合　計	住民基本台帳の人数
	①義務教育緒学校	②外国人学校						
下関市	47	3	0	4	22	0	76	76
宇部市	48	4	0	0	8	0	60	60
山口市	44	0	1	1	0	0	46	46
萩　市	5	0	0	0	0	0	5	5
防府市	22	0	0	0	0	0	22	22
下松市	10	1	0	1	0	0	12	12
岩国市	64	0	5	2	4	0	75	75
光　市	16	0	1	0	0	0	17	17
長門市	15	0	0	0	0	0	15	15
柳井市	5	0	0	1	0	0	6	6
美祢市	1	0	0	0	0	0	1	1
周南市	24	0	1	0	0	0	25	25
山陽小野田市	15	0	0	0	0	0	15	15
周防大島町	0	0	0	0	0	0	0	0
和木市	4	0	0	0	0	0	4	4
上関町	0	0	0	0	0	0	0	0
田布施町	0	0	0	0	0	0	0	0
平生町	3	0	0	0	0	0	3	3
阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査（令和 5 年度）」の結果について」

表 1 は、山口県内における外国人児童生徒の就学状況を市町別に比較することを目的として提示したものであり、下関市の位置付けを県内の他自治体との関係の中で把握することができる。この結果(表 1)をみると、下関市では義務教育に通っている外国人児童生徒が 47 名いることがわかる。さらにデータからは不就学者は認められないが、⑤「就学状況把握できず」が 22 人も存在していることがわかる。山口県全体で就学状況が把握で

きない子どもが 34 名いることが明らかになっているが、その中でも下関市が他市に比べても圧倒的に把握できていない人数が多いことが理解できる。すなわち、県内比較の観点からみても、下関市における就学状況把握の課題は相対的に深刻であり、本稿で同市を分析対象とする意義の一端がここに確認できる。日本が批准している国際人権規約や子どもの権利条約に照らせば、早期にこの子どもたちの就学状況について把握がなされる必要がある。

3. 多文化共生教育に関わる全国的な政策の変遷と教育実践の蓄積

以上の統計データが示すとおり、全国的にみても年々外国人児童生徒数は増加の一途を辿っており、山口県や下関市でも同様の傾向にあることが分かる。先述の通り、外国人の子どもの教育課題は、2000 年以降主に集住地域で顕在化し、対応や取り組みが先行して開始されてきた。当時、すでにニューカマー外国人の増加から 10 年が経過していたことから、外国につながる子どもの教育課題は一定程度整理されていた。

榎井(2005,pp21-22)は、2005 年当時、ニューカマーの子どもを取り巻く教育課題について、次の 10 点にまとめている。それらは、①在籍把握、②教育制度に関する情報・認識、③アイデンティティと母語・母文化・場所、④学力と進路保障／情報・教育費助成、⑤学校現場の支援の体制／通訳・日本語指導・幼小中高の連携・サポートネットワーク、⑥相談窓口／専門相談・カウンセリング・多言語対応・保証人・緊急一時支援金、⑦当事者の組織化、⑧地域での受け入れ／保護者の場づくり・日本語教室・日本語交流活動、⑨外国人 NGO・NPO、⑩教育委員会の外国人教育指針・自治体の国際化施策・共生プラン、である。さらに、この頃、ハード面での整備は進みつつあるが、不就学やいじめなどソフト面で子どもたちに寄り添う支援者が課題に気づいた一部の者に限られており、ごく限られた支援者に過度な負担が集中する構造になっていると考察している。この課題や支援が行き渡らない背景には、ホスト社会が外国につながる子どもをその居住国の構成員として認識せず、課題として潜在化させたままでも責任を問われることがなく、子どもたちの学ぶ権利を奪っている状況があると述べている（榎井 2005,p20)。

現在、これらの議論からすでに 20 年以上が経過している。課題が山積していた当時に比べ、政策などのハード面や学校や地域での取り組みやサポートなどのソフト面で、多文化共生教育に関わる整備は格段に進んできた。先に見た 10 の課題に対し、一つずつまたは同時進行で着実に整備が進められてきている。これらの課題を踏まえ、これまでに外国人教育政策は全国レベルでどのように検討されてきたのだろうか、その変遷を整理する。日本の外国人教育政策は、学校における外国人児童生徒の待遇を基礎づける土台でもある。なぜなら、これら国レベルの政策が、学校における多文化共生教育の裁量範囲、外国人生徒の社会的安定性に影響を与えるからである。これまで日本における外国人教育に関する政策の変遷を、まずはマクロレベルにおいて整理することとしたい。その後さらに、集住地域において、これまですでに実施されてきた地域や学校における教育支援や実践を列挙する。

(1)外国人教育政策の変遷

外国人教育政策については、ニューカマー外国人の増加に伴い、各都道府県においても外国につながる子どもたちが顕在化し、2000 年以降教育政策に関する議論が活発になっていく。

2008 年には外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議が開かれ、日系南米人集住地域における対策支援が検討された。2016 年には、学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議にて議論され、特に「Ⅴ.外国人の子供等の就学・進学・就職の促進」では、高校入試の枠校の設定の促進、個々の生徒の日本語能力や学力、文化的背景等に配慮したきめ細かな指導の必要性、高等学校における日本語指導・教科指導の内容の改善・充実を図ること、さらに外国人生徒等の進学・就職を通じた社会的・経済的な自立の促進の必要性など、彼らのライフコースを見据えた入り口から出口までの支援の重要性について明記されている。

その後、2019 年には日本語教育推進に関する法律が制定され、日本語教育の推進責任者として国・自治体・事業主が明示された。これまで、さまざまな地域において各教育機関や主にボランティアが担ってきた状況にあったが、この法律により国及び地方自治体が責任を持って推進していくこととなり、日本語教育の速やかな促進とその重要性が確認された。

最近では、2020 年に外国人児童生徒等の充実に関する有識者会議がもたれ、①義務教育以外に、就学前段階や高等学校段階、高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援が必要であること、②外国人児童生徒への指導体制は地方公共団体が行うため、取組に差が生じている。各地の就学状況の把握や、就学の促進が必要となること、③外国人児童生徒の母語、母文化を尊重した取組を推進すること、が提示された。特に、母語、母文化に言及した取組の推進については、これまで言及がなされておらず初出であり画期的な提案となっている。

2022 年には、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議『外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ』が策定された。これは、政府の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示したものである。そのうち、重点事項に係る主な取り組みの中の「3　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」において、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受験に際しての配慮の取り組みを推進することや、高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入すること、が記されている。さらに、「4 共生社会の基盤整備に向けた取り組み」として、学校における異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進することも明示されている。

表 2　国レベルの外国人教育政策・法令等

年	省 庁	政策・法令等
2016	文科省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
2019	法務省	入管法改定・施行在留資格の刷新

2019	文化庁	日本語教育の推進に関する法律
2019	文科省	中教審「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」について審議
2019	内閣府	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実
2019	文科省	外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)
2020	文科省	外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について(通知)
2021	文科省	中教審答申「増加する外国人児童生徒等への教育のあり方について」
2022	法務省	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ→（令和６年度一部変更）

出典：筆者作成

表2の通り、2000年以降、少しずつではあるが外国人教育に関する政策は整いつつある。これまでの変遷を見ると、日本語や教科指導など外国人児童生徒の社会統合のための施策については早期からその必要性については議論されてきたことがわかる。一方で、文化保障としての母語・母文化を尊重した取り組み推進に言及されたのはつい最近のことである。

(2)学校レベルでの教育実践

外国人児童生徒の教育においては、これまで学校レベルで多様な実践が積み重ねられてきた。その代表的な取組の一つが、通常学級から一時的に分けて日本語指導を行う取り出し授業や、専任教員等による日本語教室の設置である。これらは、学習言語としての日本語の習得を基盤とし、教科学習への円滑な参加を可能にすることを目的としている。また、地域の拠点的役割を担うセンター校の整備は、専門性の集約と教育資源の効果的活用を可能にし、受け入れ体制の強化につながっている。

さらに、就学前段階からの支援として、就学前教育施設（日本語支援拠点）において日本語指導や学校文化への適応を促す試みも行われている。また卒業後の進学機会の保障に関しては、高等学校や大学における特別入試措置や特別入学枠の設置が、外国人生徒の進学支援の一環として導入されてきた。特別措置の一例としては、試験の時間延長や試験問題へのルビふりなどがみられる。全国的に広がりを見せている特別入学枠は、全国の30自治体で実施されている。また、高校入学後の支援として外国籍教員（ネイティブ教員）が配置されている自治体が存在している[注7)]。外国籍教員（ネイティブ教員）は、外国人生徒の母語（母国語の維持や日本人生徒の語学力育成に資するのみならず、多文化理解教育の推進においても重要な役割を果たしている（志水 2008)。近年では、日本語教育を推進するため、2019年に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」を受けて策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の中でも言及されたように、児童生徒の母語（継承語）や母文化の尊重・保障が教育課題として重視され、外国人児童生徒の言語的・文化的アイデンティティを支える実践として位置づけられている。

このように、学校レベルで展開されてきた教育実践は、日本語指導の充実にとどまらず、

注7) 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 世話人会「都道府県立高校（市立高校の一部を含む)における 外国人生徒・ 中国帰国生徒等に対する2025年度高校入試 の概要」(2025年6月8日)

進学支援や多文化共生の促進を含む幅広い取組へと拡大してきたといえる。

(3)地域レベルでの教育サポート

外国につながる子どもたちの教育支援は、学校現場に限定されず、地域社会においても多様な取組が展開されてきた。その一つとして挙げられるのが、地域住民や市民ボランティアによる日本語教室や学習支援教室である。これらの場は、学校外で日本語学習や学習補習を行う機会を提供するとともに、子どもたちの生活環境に根ざした支援の基盤を形成している。

また、地域レベルの制度的支援として、国際交流協会などが設置する相談窓口が存在する。これらの窓口では、外国につながる子どもやその保護者を対象に、就学、学習、生活に関する多様な相談に応じており、教育と生活の両面における橋渡し機能を果たしている。さらに、地域ごとの支援ネットワークの形成も進んでおり、たとえば神奈川県の Me-net や大阪府のオコタックといったネットワークは、行政、教育機関、市民団体など多様なアクターを結びつけ、外国人児童生徒支援のための協働の枠組を提供している。

加えて、外国人生徒の進路保障に関連しては、高校進学や進路ガイダンスに関する全国的な支援者の交流会が開催されており、地域を越えた情報交換や実践共有が行われている。これにより、進学機会の拡充や進路選択に関する支援が制度的に強化されてきたといえる。また、近年では、単に進学支援にとどまらず、外国につながる若者の社会的自立を目的としたキャリア支援の取組（例：NPO 法人 ABC ジャパン、特定非営利活動法人 glolab などの取り組み）も展開されており、教育支援と職業的自立支援を一体的に進める実践が注目されている。

このように、地域レベルで展開されている教育サポートは、学校外での学習機会の提供、生活と教育をつなぐ相談体制の整備、広域的ネットワークの形成、進路・キャリア支援の充実といった多層的な特徴を有している。これらの取組は、外国につながる子どもの教育的包摂を地域社会全体で支えるための重要な基盤を構成していると位置づけられる。

4. 山口県下関市における多文化共生教育の現在

本節では、主に山口県および下関市における多文化共生並びに多文化共生教育に関する政策など制度的枠組（１）と現在学校及び地域で行われている教育的実践・活動（２）に分けて見ていくこととする。

(1)制度的枠組

山口県および下関市においては、外国人住民の増加や国際交流の継続的実施を背景として、多文化共生を推進するための制度的枠組が段階的に整備されてきた。県レベルにおいては、2023 年に「山口県多文化共生推進指針～山口県で暮らす日本人と外国人が共に活躍できる地域社会の実現に向けて～」（2023 年～2026 年）が策定された。その基本理念として「日本人と外国人が、お互いに尊重しながら、共に地域を創る一員として活躍することで、全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県」を掲げている。基本理

念を実現するために、次の３つの基本方針が定められている。「円滑なコミュニケーションができる地域づくり」「誰もが豊かに安心して暮らし続けることができる地域づくり」「日本人と外国人が共に活躍できる地域づくり」。またこれらの基本方針のもと、12 にわたる取り組みが必要な分野と施策の方向性がまとめられているが、その中の１つに「外国人児童生徒等の教育機会の充実」が挙げられている。外国人県民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状に触れ、外国人児童生徒等の教育環境の充実や入学・進学に関する支援等に取り組み、多文化共生の考え方に基づく教育の推進を行うことについて明文化されている[注8)]。

一方、市レベルでは、下関市国際課において「下関市多文化共生・国際交流推進計画～多文化共生が拓く下関市の未来～」（2021 年～2030 年）[注9)] が策定され、その実施主体として 2020 年に多文化共生推進室が新設された点が注目される。同計画は、これまでの国際交流などの施策に加え、外国人住民が安全で安心して暮らせる地域づくりや、地域の住民と外国人住民が、共に地域社会を構成する一員として多様性を活かした豊かな地域づくりを推進していく「多文化共生社会」の実現を目指し、今後、市が取り組むべき方向性を定めたものである。さらに、人権保障やジェンダー平等の観点からは、「第４次下関市男女共同参画基本計画」（2021 年～2026 年）が並行して進められており、多文化共生と親和性をもつ制度的基盤を形成していると評価できる。

教育分野においては、山口県教育委員会が策定した「山口県教育振興基本計画」（2023 年～2027 年）[注10)] が重要な位置を占める。同計画においては、社会の多様化とそれに伴う子どもの権利・利益の擁護が課題として提示されるとともに、「多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実」が施策の方向性として明確化されている。例えば、「日本語指導が必要な児童生徒への支援」として、学校生活や社会生活において、必要な知識や日常生活に必要な基本的な日本語の習得に向けたオンラインによる日本語の学習支援、各市町が配置する日本語指導補助者や支援員等による、日本語指導が必要な児童生徒の学習の支援、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導を授業の中で支援する日本語教育サポート体制の支援に関する取り組みが挙げられている。すなわち、外国につながる子どもを含む多様な背景をもつ児童生徒に対する教育的支援が、県レベルの教育政策において制度的に位置づけられているといえる。

これに対して、下関市教育委員会による「下関市教育大綱・下関市教育振興基本計画［第４期］」（2025 年~2029 年）[注11)] には、多文化共生や外国につながる子どもの教育に関する明示的な記述は見られない。この点は、県レベルの教育政策と比較すると、市レベルの教育施策に多文化共生の視点が十分に反映されていない可能性を示している。言い換えれば、市町村が担う教育の場において、多文化共生の理念が必ずしも十分に取り入れられていない状況がうかがえる。このことは、地域に暮らす多様な人々の教育的なニーズに応えるうえで今後の検討を要する課題であり、市レベルでの施策に多文化共生の視点をよ

注8) 山口県(2023)「山口県多文化共生推進指針（全文)」
注9) 下関市(2021)「下関市多文化共生・国際交流推進計画 2021～2030 多文化共生が拓く下関市の未来~」
注10) 山口県教育委員会(2023)「山口県山口県教育振興基本計画」
注11) 下関市教育委員会(2025)「下関市教育大綱　下関市教育振興基本計画［第４期］

り的確に位置づけることが求められているといえよう。

(2)教育実践と地域での取り組み

山口県や下関市における多文化共生教育の実践は、制度的枠組に加え、教育現場および地域社会における具体的取り組みによって支えられている。

県レベルでは、義務教育課が推進する「日本語教育支援体制整備事業」[注12)]がその中心的施策として位置づけられる。この事業は、日本語指導が必要な児童生徒が、日本の学校生活や社会生活について必要な知識等を集中的に身に付けることができるよう、遠隔・オンラインによる日本語指導等の充実を図るとともに、日本語指導者・支援員等による継続的な支援を行い、切れ目ない日本語教育の基盤を提供することを目的としている。また、公益財団法人山口県国際交流協会においても「子ども支援」事業[注13)]を通じて、外国につながる子どもとその家庭に対する生活支援(学校、教育委員会等への通訳派遣、外国人の教育相談窓口の設置)および学習支援（県内の日本語教室に関する情報提供や、個別日本語ボランティア紹介)、外国にルーツを持つ子どもの支援に関する講座の開催などが実施されており、教育と福祉の接点に立った多層的な支援が展開されている。

高等学校段階においては、山口県全日制および定時制高校において外国につながる生徒を対象とした入試における特別措置が設けられている。しかしながら、特別入試枠校は未設置であり、他県に見られるような包括的な入試制度の整備には至っていない。この点は、外国につながる若者の進学機会を保障する上で、制度的課題が依然として残されていることを示している。

一方、下関市においては、地域住民や市民団体による日本語教育の実践が長期的に継続されている。1992 年に任意団体として設立された「外国人に日本語を教える会」は、地域に根差したボランティア団体として、生活者としての外国人を対象に 30 年以上に亘り外国人住民への日本語学習支援を継続してきた。また、2021 年に設立された NPO 法人にほんごコミュニティは、下関市からの業務委託を受ける形で活動を続けており、より専門的かつ組織的な日本語教育の提供を進めている。2025 年からは、新しい団体として NPO 法人しものせき多文化ひろばが設立され、「下関市で、多文化共生のまちづくりを念頭に、同じ市民として生活する外国人一人一人が自分らしく自己表現でき、地域に主体的に関わることのできるよう、日本語教育を軸とした支援活動」が行なわれている。これらの取り組みは、市民社会における多文化共生教育実践の着実な実践的成果を示すものである。

さらに、JICA 中国の海外派遣を経験した教員によって 2018 年ごろには国際理解教育が実施展開されるなど、学校教育の中にもグローバルな視点を持ち込む試みが展開された。加えて、2021 年度からは山口県費により下関市にも義務教育段階において日本語教育支援担当が配置されている。しかしながら、1 名の教員が 8 校の小中学校を巡回する形で日本語教育支援が行われている。このように、多文化共生教育に係る教員数の増加や確保、費用及びこれらの継続性に関して課題がみられ、制度的には限定的であるものの、学

注12) 山口県(2025)「令和 7 年度新たな時代の人づくり推進方針関連事業一覧」
注13) 山口県国際交流協会「子ども支援」

校現場における日本語教育支援体制の整備が着実に進められていると評価できる。

総じて、山口県および下関市における多文化共生教育は、県の制度的施策、国際交流団体による支援、高校入試制度における限定的な措置、さらには市民団体や NPO の活動によって多層的に展開されている。しかし同時に、高校進学の制度的保障や入学後のサポート、義務教育段階での日本語教育支援の人的リソースの不足といった課題、さらには制度的な枠組が不十分なためにボランティアや一部の教員に過度な負担が集中してしまうという問題も残されており、今後の持続的な展開に向けて解決すべき論点が存在している。

5. 考察と展望

本稿では、山口県および下関市における多文化共生教育に関する現状と課題について、収集した外国人（教育）政策に関する資料や、学校・地域における教育実践の整理を行った。その結果、下関市における多文化共生教育の現状は、前節 3（1）で提示した一般的な課題と多くの点で重複していることが明らかになった。すなわち、現在の下関市が直面している多文化共生教育における困難や課題は、次のように整理できる。①外国につながる子どもの在籍把握、②教育制度上の対応、③アイデンティティと母語・母文化・「居場所」に関する問題、⑤学校現場における支援体制および日本語指導、⑧日本語教室の整備と運営、⑩教育委員会による外国人教育指針や自治体レベルの国際化施策・共生プランの位置づけ、である。

一方で、前節 3（1）で挙げたその他の課題、すなわち④学力保障および進路保障とそれに伴う情報提供や教育費助成、⑥相談窓口の設置や専門相談・カウンセリング、多言語対応、保証人制度や緊急一時支援金、⑦外国につながる子ども・保護者による当事者組織の形成、⑨外国人 NGO・NPO による活動、については、本調査においては明確に確認することができなかった。しかし、これらの項目が現時点において不要である、あるいは下関市にとって重要性を持たないということを意味するわけではない。むしろ、先述した基礎的かつ喫緊の課題が一定程度解決された後で、あるいは同時並行的に検討されるべき課題であると位置づけられる。言い換えれば、外国につながる子どもの在籍数や課題について十分に把握されていない現状においては、学力保障や進路選択の機会均等を十分に議論することは困難であるといえる。

さらに、本調査から特に喫緊の課題として浮かび上がったのは、下関市における小・中・高等学校における日本語指導の整備と、その存続可能性の確保である。山口県教育委員会においては、2023 年度から「日本語教育支援体制整備事業」の枠組により日本語教育支援担当者が小中学校に加配され、そのための予算措置が講じられた。その枠組の中で下関市においても 1 名の加配が配当されている。しかし、これらの県の取り組みが今後も継続的に実施されるかどうかは不透明であり、制度的な安定性を欠いている。したがって、下関市においても独自に予算化を検討し、地域として持続可能な日本語および教科学習の指導体制を構築することが喫緊の課題である。これは、外国につながる子どもの教育機会を保障するための基盤的施策であり、ひいては地域における多文化共生社会の実現に向けた重要な第一歩となる。

以上のことから、下関市において多文化共生教育に関連するさまざまな課題が存在することが明らかとなった。これらの課題が顕在化している背景について、以下「歴史」「制度」「学校文化」の三側面から考察を行う。

(1)【歴史】従来の在日外国人教育との不連続性

日本における外国人教育を語る際に、在日コリアン教育の歴史を抜きにして語ることはできない。「海峡と歴史の街」と謳われている下関市は、戦前戦後と朝鮮半島との往来が非常に盛んな地域として全国的に有名である。

下関港は戦前、朝鮮半島や中国大陸へ渡る関釜連絡船の発着地としての役割を担った。下関市は、外国人とりわけ韓国・朝鮮人の集住地域を有しているところに特徴がある。その背景には、①下関港が戦前関釜連絡船の就航地として多くの朝鮮人の上陸地であり、1918 年から 1931 年までの 14 年間の渡来者は 122 万人、帰国者は 95 万人、国内残留者 29 万人と記録されており、朝鮮人の収容施設として「昭和館」が建設されていた（下関市市史編纂委員会編 1983)。②終戦時に仙崎港が国内残留者送還の出発港のひとつであったことから帰国できなかった人々が下関に定着し、本庁地区特に西部地区内にいくつかの朝鮮人集住地（トンネ）が形成された。

下関市の韓国朝鮮人人口の特徴は、東京・大阪などの大都市と比べると 1980 年代に見られるニューカマー韓国人の流入が少なく、オールドカマーとその子孫が大半を占めている点である。オールドカマーとの結婚等で韓国からやってきた女性が多く定着していると推察される(和田・魯 2020 p.134)。

昭和 13 年当時の資料には、ある下関市内の朝鮮人児童生徒が多く通う小学校の様子について、次のような記述が残っている。「何等の理屈や面倒もなく、校庭で教室で、心から打ちとけた、それこそ内鮮（原文ママ）などというような懸念さえ忘れた和やかな風景が何時でも展開しているのである」とあって、「融和（原文ママ)」が非常に進んだ状態であることが強調されている(木村 2014,p41)。もっとも、父兄会を内地人（原文ママ）と朝鮮人で別々に実施し、朝鮮人には通訳をつけることによってようやく参加者を増やしたという記述がある。ここには、違いを認めたうえでの対応が行われていた点が確認できる。また、「風俗習慣の異なりや、家庭と学校との言語の相違、さらには服装の相違まで挙げれば、学校としても鮮童（原文ママ）自身としても種々の難関があるが、それらを見事突破して日々愉快な学校生活をしている」という説明からも明らかなように、相違を難関として捉えつつも、それを突破したことが強調されている。したがって、種々の相違の存在は依然として課題であり、その克服には違いを踏まえた対応が必要とされていたことがうかがえる。

また、戦前戦後以降の在日コリアンの人々の定住に伴い、山口県には在日韓国・朝鮮人が学ぶ学校がいくつもできた。1946 年の「朝連下関初等学院」創立を初め、1950 年代には岩国朝鮮初級学校、徳山朝鮮初級学校、下関朝鮮初級学校、宇部朝鮮初級学校が開校している。1972 年には山口朝鮮高級学校を設立されている。下関市にある山口朝鮮初中級学校は、2006 年に下関朝鮮学校と宇部朝鮮学校が統合したものであり、山口県唯一の朝鮮学校となっている。

このように、在日コリアン児童生徒が地域の学校において共に学んでいた時期には、本稿のキーワードである多文化共生教育、すなわち国籍・言語・文化などの差異を相互に承認し、尊重し合うことを志向する教育が一定程度実践されていた（「同化」の力が少なからず働いていたとしても）形跡を確認することができる。また、戦後から今日に至るまで山口県および下関市において朝鮮学校が教育活動を継続してきたという歴史的事実は、この地域の顕著な特徴である。しかしながら、このように長期にわたり地域社会の一員として生活してきた在日外国人、とりわけその代表的存在である在日コリアンの教育実践の歴史が、現在の下関市の教育とほとんど接続されていない点は看過できない。この背景には、第一に、朝鮮学校が日本の公教育制度の外部に位置づけられてきたことによる制度的分断があり、両者のあいだで教育実践や知見が共有・継承されにくい構造が存在している。第二に、在日コリアンを主たる対象としてきた従来の外国人教育と、近年増加しているニューカマー児童生徒への教育支援とでは、言語、文化的背景、来日の経緯などにおいて課題の性質が大きく異なり、過去の実践がそのまま適用されにくいという断絶がある。さらに第三に、日本の学校教育においては同化を前提とした教育観が根強く存在しており、差異の承認や多文化的共生を志向する実践が制度的に蓄積されにくかった点も指摘できる。
これらの要因が重なり合うことによって、地域に蓄積されてきた外国人教育の経験が現在の教育実践へと十分に接続されないという状況が生じていると考えられる。すなわち、本事例において浮き彫りとなる構造的課題とは、①制度的に分断された教育システム、②対象とする児童生徒の変化に対応しきれない支援枠組、③差異を包摂する教育理念の制度化の不十分さ、という複合的な問題である。このような構造のもとでは、多文化共生教育の理念が掲げられていたとしても、それが具体的な教育実践として持続的に展開されることは困難である。

(2)【制度】外国人教育指針の不在

本稿の第４節(1)の制度的枠組の現状について、山口県および下関市の現状を以下のように結論づけた。山口県および下関市では 2020 年代に入ってから、外国人住民の増加や国際交流を背景に、多文化共生を推進する制度的枠組が整備されてきた。県レベルでは「山口県多文化共生推進指針」（2023～2026 年）が策定され、基本理念と３つの基本方針のもと、「外国人児童生徒等の教育機会の充実」を含む具体的施策が示されている。また、「山口県教育振興基本計画」（2023～2027 年）においても、日本語指導を必要とする児童生徒への多面的支援が制度的に位置づけられている。一方、市レベルでは「下関市多文化共生・国際交流推進計画」（2021～2030 年）が策定され、多文化共生推進室が設置されるなど制度的基盤は整備されている。しかしながら、「下関市教育振興基本計画［第４期］」（2025～2029 年）には、多文化共生や外国につながる子どもへの教育支援に関する明示的記述が見られない。

すなわち、外国につながる子どもを含む多様な背景をもつ児童生徒に対する教育的支援は、県レベルの教育政策において制度的に位置づけられていると評価できる。しかし、市レベルにおいては同様の指針が欠如しており、これは教育行政上の重要な課題である。市町村が担う教育現場において、多文化共生の理念が体系的に反映されていない状況は、地

域社会における多様な教育的ニーズへの対応において制約を生じさせる。このことは、市レベルにおける教育施策の設計において、多文化共生の視点を制度的に組み込む必要性を示唆している。

制度的な整備がなされることで、教育目標に基づく計画的施策の策定が可能となり、予算や人員配置の合理的根拠ともなる。一方、現状では市の教育計画に多文化共生の視点が十分に反映されておらず、外国人児童生徒への教育支援が、一部の地域ボランティアや熱心な教員に依存しており負担が偏っているのが現状である。

しかしながら、県予算により日本語指導員が配置されている事例に鑑みると、下関市においても同様の制度的支援を整備することが喫緊の課題である。ここで重要なのは、外国人児童生徒の絶対数の問題として捉えるのではなく、地域内に暮らすすべての児童生徒が安全・安心に学習を継続できる教育環境を制度的に保障し、すべての子どもが学ぶ権利を確実に享受できることであり、そのための政策的措置の迅速な実施が求められる。

(3)【学校文化】多文化共生教育に資する学校文化の醸成の必要性

加えて、児童生徒が少数かつ点在していることにより、その存在が教育現場において十分に可視化されていないという構造的制約は、依然として無視できない現実である。例えば、日本語指導に関わる教員へのインタビューにおいては、学校内で児童生徒の国籍や言語的背景に関する情報が体系的に把握されておらず、その結果として日本語指導が必要であるにもかかわらず見過ごされてしまう可能性があることへの懸念が語られた。また、学力不振の要因についても、それを当該児童生徒個人の努力不足といった個人的要因に還元して捉える傾向が見られ、言語的背景や家庭環境、さらには社会経済的要因といった複合的な観点から理解しようとする視点が十分に共有されていない実態が指摘されている。

このように、外国につながる児童生徒が「見えにくい存在」として扱われている状況は、単に人数の少なさに起因するものではなく、学校内における情報把握の仕組みの不備や、教員間での認識の共有の欠如といった制度的・文化的要因によって再生産されていると考えられる。このため、多文化共生教育の重要性が学校内や教員の間で十分に共有されていない状況が放置されており、学校として取り組むべき文化が形成されていないことは、看過できない課題である。言い換えれば、学校は多文化共生教育を推進すべき責任を有しながら、制度や文化の整備において顕著に立ち遅れていると指摘せざるを得ない。

学校文化は、学校長や教職員のみならず、マジョリティの児童生徒、マイノリティの児童生徒、保護者、地域社会の関与によって形成されるものである。したがって、外国人児童生徒のライフキャリアを見据え、安全かつ安心して学べる環境を学校・地域全体で構築することが、緊急かつ不可欠な課題である。この観点は、不登校やヤングケアラーをはじめとする学びに課題を有する子どもたちへの教育の改善においても、重要な示唆を与える。

さらに、多文化共生教育を日本語教育の枠に限定することは、教育現場における不十分な対応を温存することに他ならない。ヨーロッパ諸国や日本の他府県ですでにその重要性が認められているように、外国につながる子どもたちの母語（継承語）の保障、母文化の尊重、そしてアイデンティティや文化的背景が否定されない教育環境の整備は、学校文化の根幹として早急に推進されるべきである。現状の遅れは、市政府、教育委員会や地域が

担うべき教育責任の軽視として問題視されるべきであり、多文化共生教育に資する学校文化の醸成は、一刻の猶予も許されない課題である。

最後に、本研究の分析・考察を通して、外国人児童生徒少数在籍地域における多文化共生教育の改善の方向性についてある程度明確化することができた。具体的には、地域の従来の在日外国人教育実態を踏まえつつ、歴史的に蓄積されてきた教育遺産を継承し、地域内に既存する教育資源（地域の日本語教育活動や学校内外での取り組みや実践）を統合することが求められるだろう。ここでいう教育資源の統合とは、例えば、地域で実施されている日本語教室やボランティアによる学習支援活動と学校教育とを接続し、児童生徒の言語能力や学習状況に関する情報を相互に共有する仕組みを構築することや、朝鮮学校をはじめとする地域内の外国人教育機関との交流・連携を通じて、母語・文化に関する教育実践の知見を公教育に還元していくことなどが考えられる。さらに、学校内においても、日本語指導担当教員と学級担任、教科担当者との連携を強化し、個別の児童生徒に対する支援を学校全体で共有・展開する体制づくりが必要である。また、外国人児童生徒が少数在籍する地域特性を考慮した教育指針の策定が不可欠である。この際、従来、ホスト社会が外国につながる子どもたちを居住国の構成員として認識せず、教育上の課題を潜在化させたまま責任が問われない状況が存在した事実と向き合い、子どもたちの学ぶ権利を保障することは、教育改善における基盤的課題である。

加えて、教育改善の実現にあたっては、行政や教育委員会、学校に加え、研究機関としての大学の役割も重要であると考える。本稿で明らかになったように、少数散在地域においては、外国人児童生徒の実態把握の不十分さや、学校内での課題認識の共有の弱さ、さらには学校・地域・関係機関の連携体制の未整備といった課題が複合的に存在している。こうした課題に対応するためには、個別の主体による断片的な取り組みではなく、複数の主体が連携した包括的な対応が不可欠である。今後、山口県および下関市において、外国人市民の割合の増加が予測されていることから､下関市における教育の在り方については、官学連携、場合によっては産官学連携を通じて検討されることが望ましい。例えば、大学が中心となって地域の実態調査やデータの収集・分析を担い、その成果を行政や教育委員会と共有することで、外国人児童生徒の可視化と政策形成に資することが期待される。また、学校現場と連携した実践研究を通じて、教員間での課題認識の共有や支援モデルの構築を図ることも可能である。さらに、地域の企業や NPO 等を含めた連携により、学習支援やキャリア支援の機会を拡充することも考えられる。

このような連携は、地域における多文化共生社会の構築と教育の質的向上に資するものである。引き続き研究調査を継続していきたい。

【謝辞】

本研究は、下関市立大学地域課題研究助成金（2023 年度、2024 年度）の支援を受けて実施したものであり、文献収集および調査の遂行にあたり多大なる助力を得た。ここに記して深く感謝申し上げる。

また、研究調査に際しては、山口県および下関市の教育関係者の方々より貴重なお話を

伺う機会を得た。本稿では基礎資料等の分析を主な目的としたため、インタビュー内容を十分に活用するには至らなかったが、これらの知見は今後の研究にとって重要な示唆を与えるものであった。ここに厚く御礼申し上げる。

さらに、2024 年 1 月 11 日に下関市立大学において開催された「都市未来フォーラム」での発表は、本稿の構想を具体化する契機となった。当日、貴重なコメントやご質問をお寄せいただいた参加者の皆様に心より感謝申し上げる。

最後に、本稿の改善にあたり有益なご指摘を賜った査読者の先生方に深く感謝申し上げる。

引用・参考文献

岩崎雅子・にしゃんた J.A.T.D. (2004)「日本における外国籍住民生活実態調査と地域の課題について：異文化間ネットワークの必要性について」,『山口県立大学国際文化学部紀要』 10 巻, pp.65-75.

岩野雅子 (2005)「山口県における多文化共生促進事業 ：外国籍住民を対象とする調査報告」,『山口県立大学国際文化学部紀要』11 巻, pp.41-50.

榎井縁 (2005)「「ニューカマー」の子どもたちの現状と多文化共生教育」財団法人アジア・太平洋人権情報センター編『多文化共生の教育とまちづくり』,（株）解放出版社.

榎井縁 (2022)「大阪の多文化共生教育–公立学校の外国人教育研究組織に着目して」髙谷幸編著『多文化共生の実験室　大阪から考える』,青弓社.

木村健二 (2014)「1939 年の在日朝鮮人-関門日日新聞にみる下関地域の動向-」,『地域共創センター年報』 7, pp.27-44.

志水宏吉編著(2008)『高校を生きるニューカマー: 大阪府立高校にみる教育支援』,明石書店.

沼尾波子ら編著 (2023)『多文化共生社会を支える自治体–外国人住民のニーズに向き合う行政体制と財源保障–』,旬報社.

聶蕙菁・山脇佳・榎井縁・王一瓊・大川ヘナン・山本晃輔・石川朝子 (2023)「公教育における外国人生徒の排除と包摂—5 つの高校の比較調査から—」,『未来共創』10 巻 p. 219-263.

魯ゼウォン (2019)「山口県下関市の在日朝鮮人と朝鮮学校の形成過程: 山口朝鮮初中級学校を事例に」,『天理大学人権問題研究室紀要』22, pp.21-33.

平田歩・當房詠子 (2017)「下関市における外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語支援について：夏休み日本語教室の役割と意義」,『梅光学院大学論集』 50 巻, pp.1-12.

平田歩・當房詠子 (2021)「オンラインを利用した子どもの日本語指導者・支援者育成の取り組み：下関からの発信」,『梅光学院大学論集』54 巻, pp.31-46.

文光喜 (2022)「オールドカマーとニューカマーの子どもたちの教育–民族教育と多文化共生教育の現状と課題–」,『放送大学文化科学研究』1, pp.75-83.

山根俊彦 (2016)「多文化共生教育の検証と展望–「日本人性の脱構築」を手がかりに一」,『関係性の教育学』15 巻 1 号 pp. 13-23.

和田清美・魯ゼウォン (2020)『海峡都市・下関市の生活世界: 交流・連携,在日コリアン,まちづくり』,学文社.

参考 URL

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 世話人会「都道府県立高校（市立高校の一部を含む)における 外国人生徒・ 中国帰国生徒等に対する 2025 年度高校入試 の概要」
https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2024/2025houkokushoA4.pdf(2025 年 6 月 8 日公開)

法務省出入国在留管理庁「令和 6 年末における在留外国人数について」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00052.html(2025 年 3 月 14 日公開)

総務省「地域における多文化共生推進プラン」https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf (2006 年 3 月 27 日公開)

総務省「令和 7 年住民基本台帳人口・世帯数、令和 6 年人口動態（市区町村別)」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html （2025 年 7 月 1 日公開）

山口県「山口県多文化共生推進指針（全文)」
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/95/239776.html （検索日：2025 年 9 月 19 日）

山口県(2025)「令和 7 年度新たな時代の人づくり推進方針関連事業一覧」
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/210869.pdf 検索日：2025 年 9 月 19 日）

山口県国際交流協会 HP「子ども支援」 https://yiea.or.jp/support/child/（検索日：2025 年 9 月 19 日）

山口県教育委員会(2023)「山口県山口県教育振興基本計画」
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/201521.pdf（検索日：2025 年 9 月 19 日）

下関市(2021)「下関市多文化共生・国際交流推進計画 2021~2030~多文化共生が拓く下関市の未来~」
https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/10473.pdf（検索日：2025 年 9 月 19 日）

下関市教育委員会(2025)「下関市教育大綱 下関市教育振興基本計画［第 4 期］
https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/89030.pdf（検索日：2025 年 9 月 19 日）

統計しものせき（全市の数値（1） 人口・世帯、自然環境）
https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/134/1208.html（令和 2 年 10 月 1 日：国勢調査結果）

【総説・解説論文】

Forward-Forward の MNIST 追試とハイパーパラメータ探索

Replication of the Forward-Forward Algorithm on MNIST and a Log of Hyperparameter Search

白濵　成希[1]　　中谷　直史[2]　　渡邉　志[3]

Naruki　Shirahama[1]　　Naofumi　Nakaya[2]　　Satoshi　Watanabe[3]

[1]下関市立大学　　[2]順天堂大学　　[3]静岡理工科大学

[1]Shimonoseki City University

[2]Juntendo University

[3]Shizuoka Institute of Science and Technology

要旨

本稿は，Forward-Forward（FF）アルゴリズムの MNIST 教師あり学習を対象に，追試実験ログを整理した解説論文である．実装仕様と数式の対応を確認したうえで，ハイパーパラメータ探索を「仮説→操作→結果→解釈→次の一手」の形で記録し，ログを横断集計した表・図として提示する．追試では，ラベルを総当たりで埋め込んで評価する推論（label-search）による最良のテスト誤り率は，平行移動拡張（jitter；±2 ピクセル）を用いた 500 エポック学習で 2.12%であった．

キーワード：　Forward-Forward，MNIST，局所学習，ハイパーパラメータ探索，再現実験

Abstract

This paper is a Japanese tutorial article that summarizes our replication of the Forward-Forward (FF) algorithm on MNIST in the supervised label-in-input setting. We verify the correspondence between the implementation and the mathematical formulation and organize our hyperparameter exploration in a hypothesis-intervention-result-interpretation-next-step format, providing tables and figures aggregated across runs from the experiment logs. In our replication, the best test error under label-search inference was 2.12% with jitter augmentation (± 2 pixels) after 500 epochs.

Keywords: Forward-Forward, MNIST, local learning, hyperparameter search, replication study

1.はじめに

深層学習で広く用いられるバックプロパゲーション[1]は，誤差微分を逆伝播させるために，順伝播（forward pass）で行われる計算の詳細が既知であることや，中間活動を保存したうえで逆伝播計算（backward pass）を行うことを前提とする．Hinton[2]は，この前提が大脳皮質における学習を説明するモデルとしては強い制約であることに加え，順伝播の途中に未知の非線形や確率的変換を含むブラックボックスが挿入されると，正しい微分を計算できないことを指摘した．さらに，同論文は，学習を二度の順伝播のみで進める FF が，低消費電力アナログハードウェアと親和的である可能性も論じている．

FF は，各層が「正例では goodness（良さの指標）を高く，負例では低くする」という局所目的を持ち,正例データと負例データに対する二度の順伝播によって学習更新を行う．原論文[2]は，FF の有効性をまず比較的小規模な課題で検証する予備的研究として位置づけており，本稿もそのうち Hinton[2]が提示した MNIST の教師あり入力ラベル埋め込み（label-in-input）設定を対象とする．本稿では，追試実装と実験ログを材料として，(i) アルゴリズムの要点（goodness，負例生成，評価手順）を学習者向けに整理し，(ii) ハイパーパラメータ探索の意思決定を追跡可能な形で記述し，(iii) 原論文の報告値と追試結果の一致点・差異を議論する．

本稿の構成は次の通りである．第 2 節で FF の多層化に必要となる正規化の位置づけと近年の関連研究を述べ，第 3 節で追試実装における設計（goodness，正規化，負例生成，推論，ピア正規化（peer normalization））を実装仕様に対応付けて整理する．第 4 節で実験設定をまとめ，第 5 節で原論文の報告値と追試ログ集計を提示し，第 6 節で探索の意思決定と差異要因を考察し，第 7 節で結論と今後の課題を述べる．

2. 理論的背景と関連研究

FF の多層学習では，各層の goodness の情報，すなわち活動ベクトルの長さをそのまま次層へ渡すと，次層が長さだけで正例／負例を分離できてしまい，意味のある表現学習になりにくい．Hinton[2]はこれを避けるため，各層の ReLU（整流線形ユニット）活動ベクトルに対し，平均を差し引かずベクトル長で割る簡約形の層正規化を施し，次層には活動の大きさではなく相対的な活動パターン，すなわち向きのみを渡す層間表現の受け渡しを採用している[3]．本稿の追試実装でも同様に，各層の ReLU 出力を L2 正規化して次層入力とする．

FF の応用と拡張に関する研究も近年進んでいる．Scodellaro らは，FF を畳み込みニューラルネットワークへ拡張し，ラベルを画像全体へ空間的に埋め込む手法を提案した[4]．Zhao らは，負例生成を要しない Cascaded Forward（CaFo）を提案し，各カスケードブロ

ックが局所的にラベル分布を出力する構成によって，学習と推論の効率化を図っている．Gandhi らは，MNIST 追試に加えて IMDb 感情分類へ適用範囲を拡張し，FF 固有のしきい値に対する pyramidal optimization の効果を報告している[6]．これらに対し本稿は，新規アルゴリズムの提案ではなく，Hinton[2]の label-in-input 設定を対象に，実装仕様と探索ログを対応づけて整理することを目的とする．

3.追試実装の仕様

本節では，原論文の教師あり「入力にラベルを埋め込む方式（label-in-input）」設定[2]を追試した実装仕様を，数式と対応付けて解説する．

3.1. Goodness と局所目的

層ℓの線形出力をa_ℓ，ReLU 出力を$y_\ell = max(0, a_\ell)$とする．本追試では goodness を

$$g_\ell(x) = \sum_j y\ell_j(x)^2 \tag{1}$$

（ReLU 活動の二乗和）として定義する．原論文では，各層が正例/負例を判別できるように

$$p_\ell(positive|x) = \sigma(g_\ell(x) - \theta) \tag{2}$$

（σはシグモイド，θはしきい値）と定式化される[2]．ただし，原論文は具体的な損失関数の形が明示されていないため，本追試実装では式(2)と整合する単純な二値交差エントロピー（$logit = g_\ell - \theta$; $logit$はシグモイドの入力）を各層で用い，層平均した損失を用いて確率的勾配降下法（SGD）により更新する．

3.2. 層間の正規化と勾配遮断

goodness は活動ベクトルの長さに依存するため，多層化の際は長さ情報を次層へ渡さない工夫が必要である[2,3]．本追試実装では，各層の ReLU 出力y_ℓを L2 正規化して次層入力とし，さらに学習ステップでは層間で勾配を遮断（PyTorch の detach 操作）する．これにより，各層が「自分の局所目的」で表現を学ぶ層別学習（greedy layer-wise learning）を実装する．

3.3. 教師あり：入力ラベル埋め込み（label-in-input）の正例/負例

MNIST 教師あり例では，入力$x \in \mathbb{R}^{784}$の先頭$K = 10$次元をラベル表現として用いる（入力ラベル埋め込み；label-in-input）[2]．正例は「正しいラベルを埋め込んだ入力」，負例は「誤ったラベルを埋め込んだ入力」である．簡略化のため，ラベル埋め込み操作を$Inject(x, y)$（クラスcの one-hot（one-of-K）を先頭に書き込む）と書くと，

$$x^{(+)} = Inject(x, y), \tag{3}$$

$$x^{(-)} = Inject(x, \tilde{y}), \tilde{y} \neq y \tag{4}$$

である．原論文の議論に従い，負例ラベル$\tilde{y}$は一様に誤ラベルをサンプルする方式（ログ上の設定名：randneg）だけでなく，hard negative（紛らわしい負例；誤ラベルの中で goodness が高いもの）を選ぶことで学習を加速できる[2]．本追試実装では，hard negative の選び方として，(i) ラベル総当たり（label-search）による厳密選択（計算量が大きい），(ii) one-pass softmax による近似選択（高速）を切り替え可能にしている．これらの呼称は，追試実装の設定名として config.yaml にも記録される．具体的には，(i) は 3.4 節で定義するスコア$S(c)$を用いて誤ラベル集合の中で$S(c)$が最大となるラベルを選び，(ii) はニュートラルラベルによる 1 回の順伝播から得た特徴に対して学習した softmax head の予測に基づき，最も紛らわしい誤ラベルを選ぶ[2]．

3.4. 推論：ラベル総当たり（label-search）と 1 回推論（one-pass）

原論文では，テスト時に各ラベルcを入力に埋め込み，層$\ell = 2, \cdots, L$の goodness を足し合わせたスコア

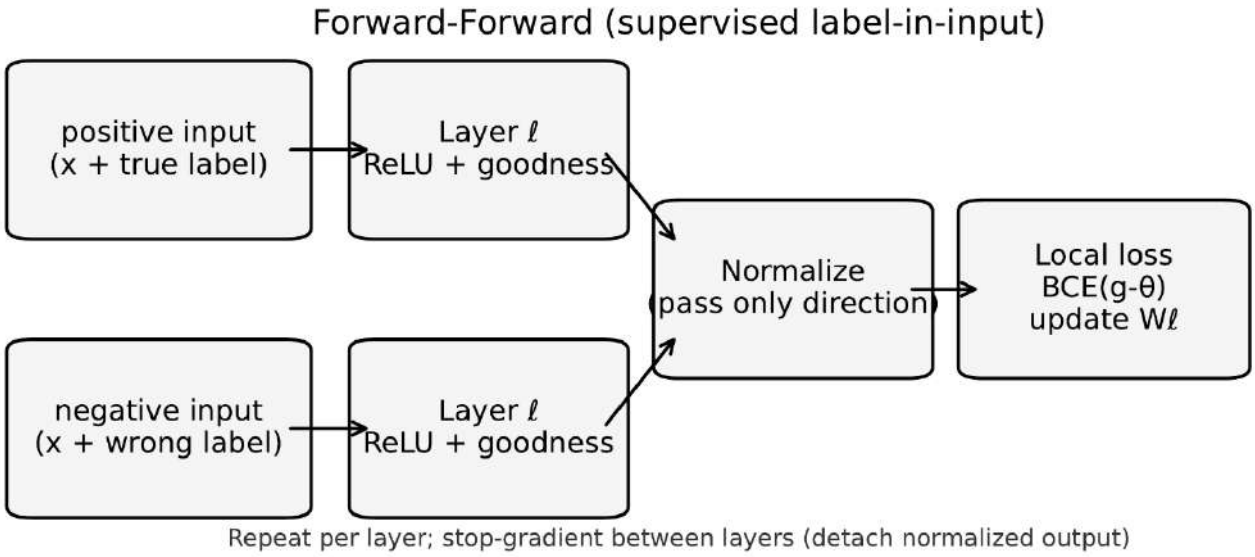
$$S(c) = \sum_{\ell=2}^{L} g_\ell\big(Inject(x, c)\big) \tag{5}$$

を最大化するラベル$\hat{y} = arg\ max_c S(c)$を採用する[2]（ラベル総当たり；label-search）．これは高精度だが，クラス数（MNIST では 10）回の順伝播が必要になる．

一方，原論文は高速だが精度が劣る近似として，ニュートラルラベル（先頭 10 次元をすべて 0.1）で 1 回だけ順伝播し，中間層表現から softmax 分類器を学習する方法（1 回推論；one-pass）も述べている[2]．本追試のログでも，one-pass は補助指標として毎エポック記録している．

3.5. peer normalization（ピア正規化）と dead ReLU 対策

原論文の脚注の議論に従い[2]，ユニットが極端に活動し続けたり，完全に沈黙（dead ReLU：ReLU が常に 0 となり更新が止まる状態）したりすることを抑えるために，peer normalization（層内ユニットの平均活動を揃える正則化）を実装した．これは，各ユニットの平均活動が，層内平均との差の移動平均へ回帰するように正則化するものであり，実装では ReLU が off のときも擬似的に勾配を流す straight-through（導関数を 1 とみなす近似）を併用する．本追試実装における教師あり FF（入力ラベル埋め込み；label-in-input）の学習手順（正例/負例の 2 回順伝播と局所損失）を図 1 に示す．



出典：筆者の実験結果に基づき作成

図 1　追試実装における教師あり FF（入力ラベル埋め込み；label-in-input）

4.実験設定

4.1. データと分割

MNIST[7]の公式訓練データ 60,000 枚のうち 50,000 枚を学習に，10,000 枚を検証（validation；val）に用い，公式テストデータ 10,000 枚で最終評価する[2]．平行移動によるデータ拡張（jitter augmentation）は学習時のみ適用し，本追試実装ではpピクセルのパディング（padding）を付けたランダム切り出し（random crop）による平行移動$(\pm p)$として実装している（原論文では 25 シフトの拡張を記述）[2].

4.2. モデル

原論文の設定に合わせ，入力次元 784，隠れ層 4 層（各 2000 ReLU）の全結合 MLP（多層パーセプトロン）を用いる[2]．各層は ReLU 出力の L2 正規化を次層へ渡す．バイアス項の有無は実験条件として切り替えた．

4.3 学習と評価

本追試で用いたソースコードは GitHub のリポジトリとして公開している（以下の URL からアクセス可能 https://github.com/nshrhm/forward-forward-algorithm ）．本稿では以降この公開リポジトリの理解を促進するための，変数名やファイル名と合わせて説明する．

最適化には確率的勾配降下法（SGD）を用い，ミニバッチサイズ 256 とした．ハイパーパラメータとしてθ，学習率，重み減衰（weight decay），モメンタム（momentum），peer

normalization の強度，hard negative の方式（label-search / one-pass）および warmup（切替までのエポック数），epochs（学習エポック数），jitter（平行移動拡張の幅）を探索した．

評価は原論文の推奨に従い label-search の誤り率（error rate）を主指標とし[2]，one-pass の誤り率は補助的に記録した．ここで label-search / one-pass，val / test といった表記は，追試実装が出力するログ（metrics.csv 等）の列名・設定名に対応する．

ログは実験実行ごとに config.yaml（設定ファイル），metrics.csv/jsonl（エポックごとの検証（val）と最終テスト（test））， training_curves.png に保存される．本稿では scripts/collect_runs.py により全 run を走査し tab/summary_runs.csv と図表を生成した（再現可能な集計）．以降，本稿では可読性のため，run_id は先頭の日時（YYYYMMDD_HHMMSS）で略記する．

5. 実験結果

5.1 原論文の報告値

原論文の教師あり（入力ラベル埋め込み；label-in-input）では，4×2000 ReLU の全結合 MLP で 60 エポックでテスト誤り率 1.36%が報告されている．また jitter（±2 ピクセル，25 シフト）を用いて 500 エポック学習するとテスト誤り率 0.64%が得られたと報告されている[2].

5.2 追試ログの集計（全 run）

本追試リポジトリから得られた実行結果（results/*）を集計した結果を表 1 および表 2 に示す．ここで val は検証（validation）データの誤り率，test はテストデータの誤り率を表し（いずれも追試実装のログ列名に対応），test は最終エポック終了後のモデルで評価した値である．

表 1　系列（epochs・jitter）ごとの best run（label-search の test error 最小）

series	run（日時）	θ	lr	val(%)	test(%)
ep100_nojitter	20260109_064848	112	0.04	2.52	2.53
ep120_nojitter	20260109_070300	112	0.04	2.40	2.43
ep200_jitter2	20260109_091335	112	0.04	2.05	2.35
ep500_jitter2	20260109_102355	112	0.04	1.77	2.12
ep60_nojitter	20260109_055305	116	0.04	2.84	2.55
ep80_nojitter	20260109_063756	112	0.04	2.63	2.58

出典：筆者の実験結果に基づき作成

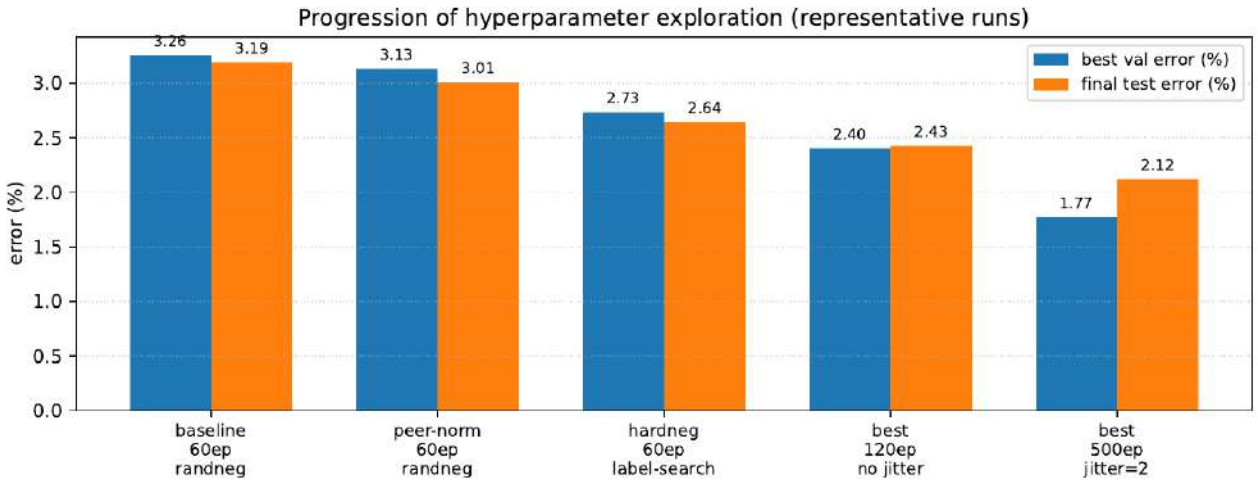
表 2　実験ログから集計した上位 run（label-search の test error が小さい順）

run（日時）	ep	jit	θ	lr	val(%)	test(%)
20260109_102355	500	2	112	0.04	1.77	2.12
20260109_091335	200	2	112	0.04	2.05	2.35
20260109_070300	120	0	112	0.04	2.40	2.43
20260109_073239	120	0	112	0.04	2.53	2.45
20260109_234645	500	2	112	0.04	2.42	2.52
20260109_064848	100	0	112	0.04	2.52	2.53
20260109_055305	60	0	116	0.04	2.84	2.55
20260109_052353	60	0	112	0.05	2.91	2.57
20260109_050613	60	0	112	0.035	2.87	2.58
20260109_063756	80	0	112	0.04	2.63	2.58

出典：筆者の実験結果に基づき作成

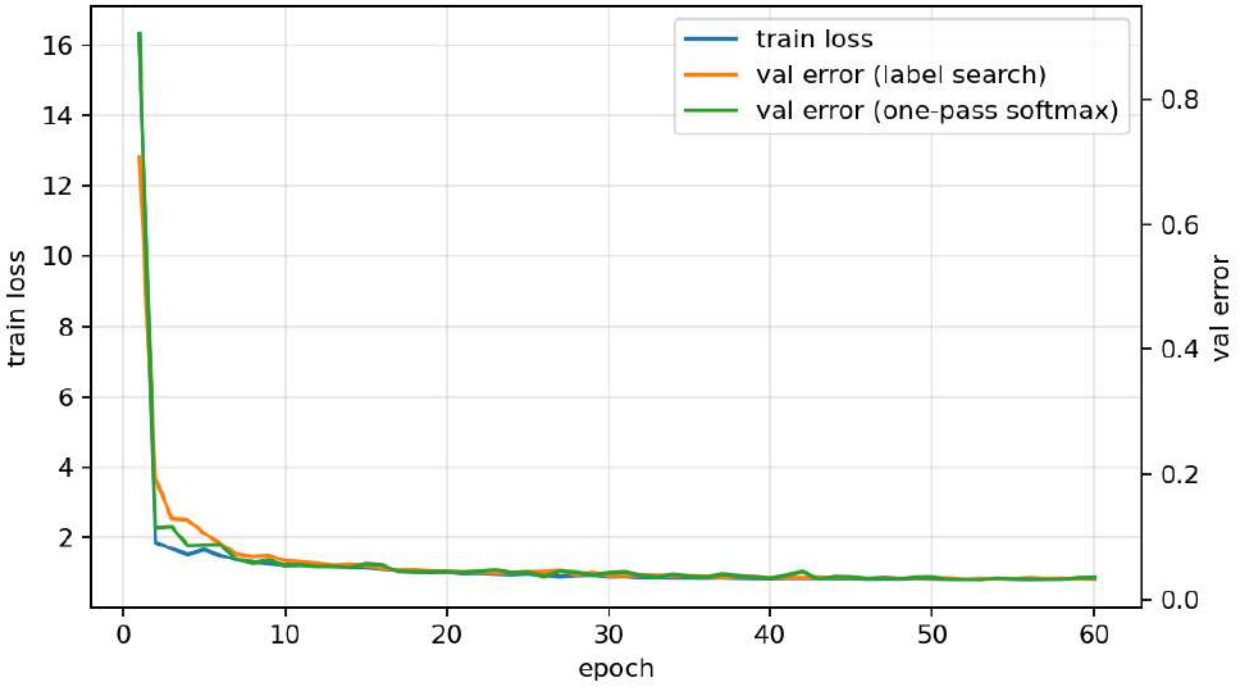
5.3 学習曲線と代表例

図 2 は，探索の代表的な節目（ベースライン，peer normalization（ピア正規化），hard negative（紛らわしい負例），長期学習，jitter（平行移動拡張））を，検証（val）の最良値と最終テスト（test）の誤り率で比較したものである．



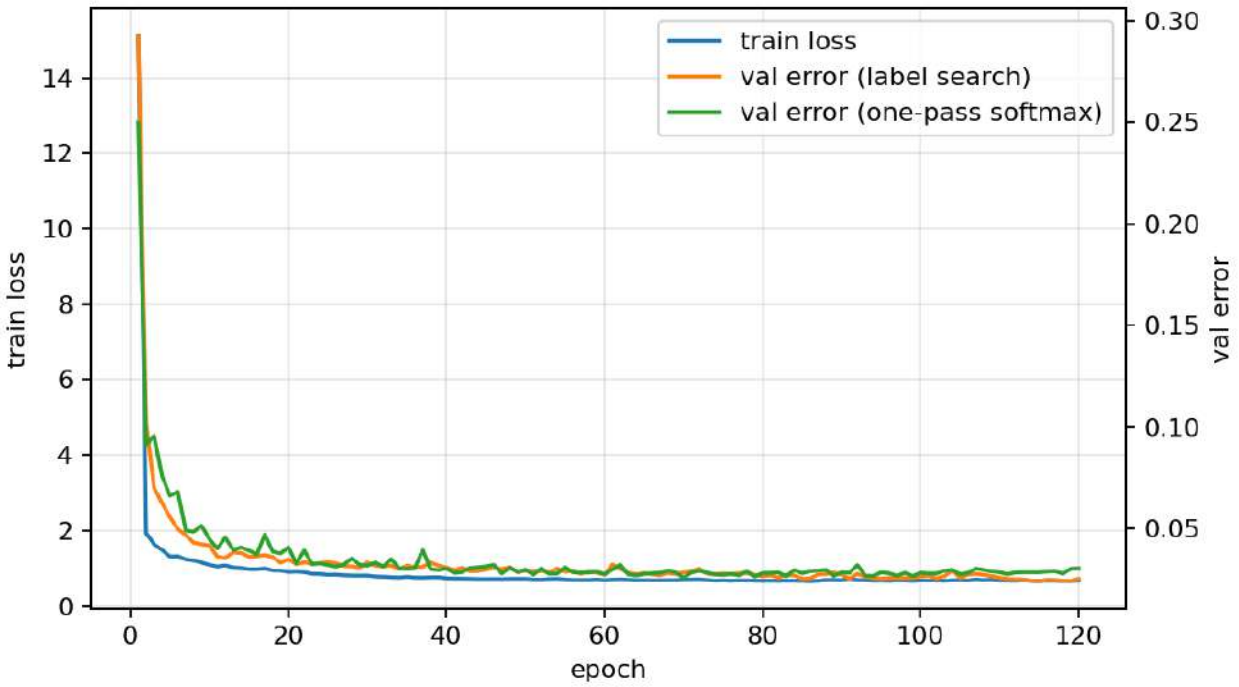
出典：筆者の実験結果に基づき作成

図 2　探索の節目に対応する代表実行の比較（検証誤り率の最良値と最終テスト誤り率）



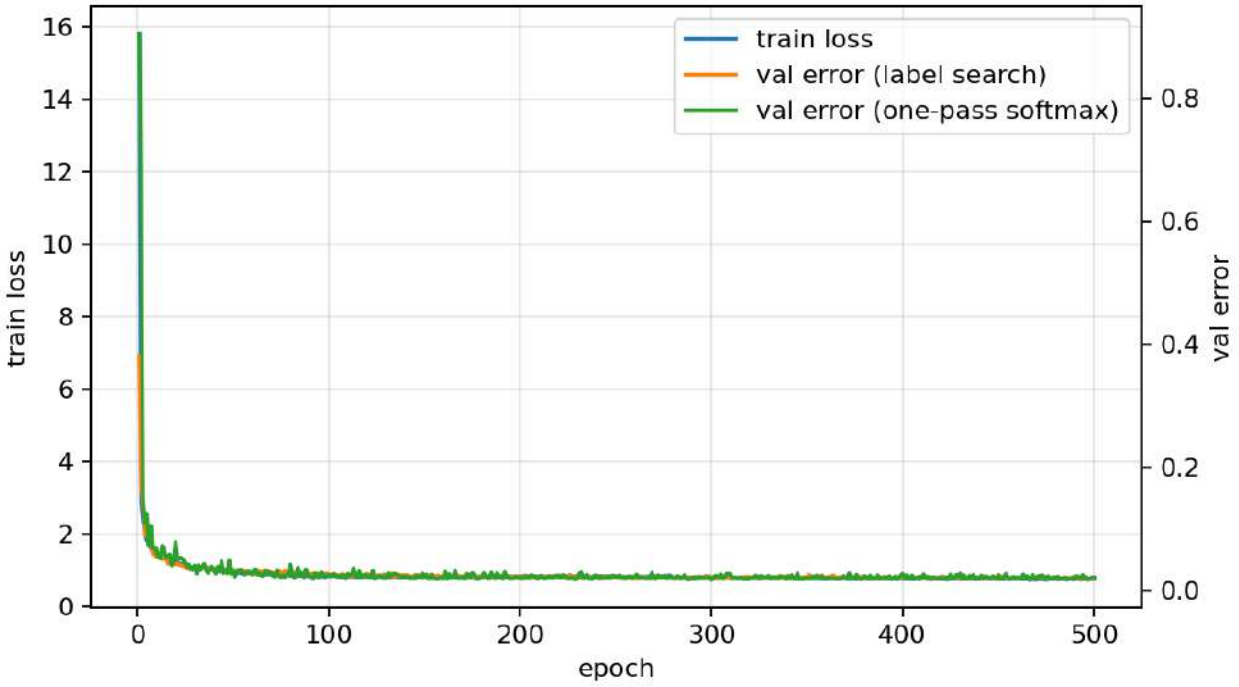
出典：筆者の実験結果に基づき作成

図 3　ベースライン(60 エポック，一様誤ラベル; randneg)の学習曲線（run: 20260107_062559）



出典：筆者の実験結果に基づき作成

図 4　jitter なしの最良例（120 エポック）の学習曲線（run（日時）：20260109_070300）



出典：筆者の実験結果に基づき作成

図 5　jitter ありの最良例（500 エポック，jitter=2（ピクセル））の学習曲線（run（日時）:20260109_102355）

6. 考察

6.1 探索の方針：検証（val）を主指標として段階的に固定する

本追試では，原論文がθを具体的に与えていない点[2]を出発点として，(i) θ，(ii) 学習率，(iii) weight decay（重み減衰），(iv) momentum（モメンタム），(v) peer normalization，(vi) hard negative，(vii) epochs（学習エポック数），(viii) jitter augmentation（平行移動拡張）の順に，一度に変える要素を 1 つに近づける方針で探索を進めた（探索手順の一次情報は notes/todo_experiments.md）．ハイパーパラメータの選択には検証（val）の誤り率を用い，test は最後に参照する．

6.2 θと最適化ハイパーパラメータ：「学習が進行する」領域を作る

$\boldsymbol{\theta}$は式(2)の logit のしきい値として働くため，活動スケールや正規化の仕方と強く相互作用する．初期段階では$\boldsymbol{\theta}$と学習率を粗く探索し，学習が安定して val が低下する領域（本ログでは主として$\theta = 128$前後，$lr = 0.04$を前後）を確保した．その後，weight decay と momentum を掃引して，性能劣化が小さい範囲を固定した．

6.3 ピア正規化：不活性ユニットを避ける正則化の効果

ピア正規化（peer normalization）を有効化すると，ベースライン（一様誤ラベル；randneg）に対してテスト誤り率（test error）が改善した（例：60 エポックで約 3.19%から 3.01%，図 2）．これは，層内のユニットが「極端に活動または沈黙」する状態を抑え，表現の利用効率が上がった可能性と整合的である[2].

6.4 hard negative：計算量と学習の難しさのトレードオフ

hard negative は，負例ラベルを「最も紛らわしい誤ラベル」に寄せることで学習信号を強め，必要エポック数を減らしうる[2]．ログでは，一様誤ラベル（randneg）から hard negative（label-search）へ切り替えることで誤り率が一段階改善し，さらにエポック数を 80，100，120 と延長することでテスト誤り率が 2.58%，2.53%，2.43%と順に改善した（表 2）.

一方で，hard negative を one-pass で近似して高速化する試みでは，one-pass 指標自体は改善しても，label-search 指標（主指標）が悪化するケースが観測された（notes/todo_experiments.md の Step 16）．one-pass と label-search は推論手順が異なるため，one-pass を最適化しすぎると「label-search にとっての望ましい表現」とずれる可能性がある.

6.5 jitter augmentation（平行移動拡張）：原論文との差をどう解釈するか

原論文は平行移動拡張（jitter）を用いて 500 エポック学習した場合にテスト誤り率 0.64%を報告する[2]が，本追試ログの最良は 2.12%に留まった（表 2）．差異の要因として，少なくとも以下が考えられる.

- データ拡張の実装差：原論文は 25 シフトの拡張を記述するのに対し，本追試は random crop（ランダム切り出し）によるランダム平行移動である.
- hard negative の生成差：原論文はニュートラルラベルの順伝播を用いた hard negative 選択を述べる[2]のに対し，本追試の最良の実験実行は精度を優先して label-search による hard negative を用いている.
- 局所損失の設計差：原論文は確率的定式化（式(2)）を与えるが，具体の損失関数の選び方にはなお余地がある.

したがって，「jitter を入れれば 0.64%に近づく」という単純な期待ではなく，データ拡張，hard negative の生成，局所損失の設計を含めた追試差分の洗い出しが必要である.

7. 結論

本稿では，FF の教師あり入力ラベル埋め込み（label-in-input）設定[2]を対象に，追試実装の設計（goodness，局所損失，正規化，推論手順）を整理し，実験ログに基づいてハ

イパーパラメータ探索の意思決定を段階的に記述した．ログ集計の結果，ラベル総当たり推論（label-search）による最良のテスト誤り率は，平行移動拡張（jitter；±2 ピクセル）を用いた 500 エポック学習で 2.12%であった．これは原論文[2]の 0.64%には未到達であり，その要因としては，25 シフト拡張と random crop ベース拡張の差，hard negative の生成法の差，および局所損失の具体的な定義の差が考えられる．今後は，これらの差分を個別に切り分ける追加実験を通じて，原論文との差異をより厳密に特定する必要がある．

引用・参考文献

[1] David E. Rumelhart, Geoffrey E. Hinton, and Ronald J. Williams (1986) "*Learning representations by back-propagating errors*". Nature 323.6088, pp. 533–536. doi: 10.1038/323533a0

[2] Geoffrey E. Hinton (2022) "*The Forward-Forward Algorithm: Some Preliminary Investigations*" arXiv: 2212.13345 [cs.LG]. doi: 10.48550/arXiv.2212.13345

[3] Jimmy Lei Ba, Jamie Ryan Kiros, and Geoffrey E. Hinton (2016), "*Layer Normalization*", arXiv: 1607.06450 [stat.ML]. doi: 10.48550/arXiv.1607.06450

[4] Riccardo Scodellaro, Ajinkya Kulkarni, Frauke Alves, and Matthias Schröter (2025) "*Training convolutional neural networks with the Forward–Forward Algorithm*". Scientific Reports 15, 38461. doi: 10.1038/s41598-025-26235-2

[5] Gongpei Zhao, Tao Wang, Yi Jin, Congyan Lang, Yidong Li, and Haibin Ling (2025) "*The Cascaded Forward algorithm for neural network training*". Pattern Recognition 161, 111292. doi: 10.1016/j.patcog.2024.111292.

[6] Saumya Gandhi, Ritu Gala, Jonah Kornberg, and Advaith Sridhar (2023) "*Extending the Forward Forward Algorithm*". arXiv:2307.04205 [cs.LG]. doi: 10.48550/arXiv.2307.04205.

[7] Yann LeCun et al. "*Gradient-Based Learning Applied to Document Recognition*". In: Proceedings of the IEEE 86.11 (1998), pp. 2278–2324. doi: 10.1109/5.726791

『下関水産振興協会議事録』から見る

戦後の水産都市下関の実態

―経済民主化と公職追放に着目して―

The Reality of Shimonoseki, a Post-War Fishing City, as Seen from the "Minutes of the Shimonoseki Fisheries Promotion Association Meetings"

—Focusing on Economic Democratization and the Purge of Public Officials—

岸本　充弘[1]

Mitsuhiro　KISHIMOTO[1]

[1]下関市立大学経済学部

Faculty of Economics, Shimonoseki City University

要旨

水産都市下関の発展を支えてきた下関水産振興協会より、2016（平成 28）年に下関市立大学が寄贈を受けた資料のうち、『下関水産振興協会議事録』に記載されている事項を読み解きながら、議事録から見えてくる戦後の水産都市下関の実態と、その背景にある日本国内の水産政策や水産業の実情について段階的に検証した。そこには、戦後の経済民主化に向けた公職追放が下関水産振興協会にも大きな影響を与えたことを読み取ることができる。

キーワード：下関水産振興協会、下関漁港、戦後の水産業、公職追放

1. はじめに

(1)研究の目的と背景

戦後から水産都市下関の発展を支えてきた下関水産振興協会（以下「協会」）より、2016（平成 28）年に下関市立大学が多くの協会所蔵資料の寄贈を受けた[注 1)]。そのうち、協会が任意団体組織であった 1946（昭和 21）年 12 月 11 日開催の役員会議議事録から 1947（昭

注 1）寄贈資料計 53 点の内訳は、議事録綴 44 冊、水産会館建物図面 6 冊、その他資料 3 冊。

和 22）年 6 月 13 日開催の役員会議議事録について、「『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で、戦後の水産都市下関の実態とその背景にある国内の水産政策等の一部について検証を行った（岸本充弘, 2024, pp. 56-66）。具体的には、戦後の下関市での水産業復興に向け、1946（昭和 21）年 5 月に任意団体として協会を創立した経緯や、1947（昭和 22）年 2 月に任意団体組織から社団法人組織に改編した経緯、漁業用資材の不足や、下関漁港内の沈没船が多数放置されている状況等の記述があり、戦後の水産都市下関を取り巻く状況の厳しさと混乱していた状況が判明した。また、協会の事業として漁業無線局の経営や、水産会館の建設運営等幅広い事業を担っていたこと等も資料から読み取ることができた。近年、水産資源の減少等により水産業を取り巻く状況が厳しさを増している中、各種振興策に取り組んでいる水産都市下関にとって、水産都市形成やその背景等に係る歴史的検証は、過去の教訓に学び将来にわたり持続的水産業を目指す都市として非常に重要であると考える。

本稿では、「『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で最後に検証した 1947（昭和 22）年 6 月 13 日の役員会に続き、1947（昭和 22）年 8 月 18 日開催の役員会議事録から、1947（昭和 22）年 11 月 29 日開催の臨時役員会議事録に記載されていることを読み解きながら、戦後の水産都市下関の状況と、その背景に見えてくる我が国の水産業の実態、水産政策等について検証することを目的としている。本稿ではその中でも特に、戦後の GHQ による経済民主化に向けての水産関連企業役職者への公職追放と、それに伴う協会への影響に係る部分に焦点を当て検証することを試みた。

(2)先行研究と研究の手法

本稿での研究手法は、「『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で、戦後の水産都市下関の実態とその背景にある国内の水産政策の一部を検証した（岸本充弘, 2024, pp. 56-66）手法と同様に、先ず 1 次資料である総会・役員会議事録の記載の中から、下関市及び山口県、日本国内における水産業を取り巻く国内外の情勢、背景等と特につながりのある部分を中心に、抽出する作業を進めることとした。その中でも特に、1947（昭和 22）年 8 月 18 日開催の役員会議事録から、1947（昭和 22）年 11 月 29 日開催の臨時役員会議事録に記載のあった、大洋漁業社長で下関水産振興協会会長であった中部兼市と同社専務で同協会伊東猪六理事の協会役員辞任に係る部分について焦点を当て、その背景にあった公職追放の状況と協会への影響等について検証することとした。先行研究に関しては、戦後の水産関係企業等の公職追放そのものに焦点を当てた紀要等が見当たらないため、協会議事録に記載されている事項を改めて確認しながら、公職追放等について記載のある「敗戦後における水産業統制と中央水産業会の「現地金融」―東京支所を中心に―」（植田欣次, 2025, pp. 1-36）、『戦後日本経済史』（内野達郎, 1978, pp. 33-39）、『大洋漁業 80 年史』（大洋漁業, 1960, pp. 296-297）、『日本水産 100 年史』（日本水産, 2011, pp. 178-194）、『大洋漁業捕鯨事業の歴史』（徳山宣也, 1992, pp. 255-259）、『水産庁 50 年史』（『水産庁 50 年史』刊行委員会, 1998, p. 61）で、具体的な記述と議事録の関連する部分を繋ぎ合わせ、当時の水産都市下関における実態と、その背景にある水産業の全体像を明らかにしていく手法で、検証を試みることとする。なお、本文中における 1 次資

料記載部分については、資料価値を担保するため、議事録に記載されている旧字体等は可能な限りそのまま使用することとし、解説等の部分についてはわかりやすいよう口語体を使用している。

2. 総会役員会議事録に記されているもの

協会総会役員会議事録綴 1 冊目（写真 1）の[注 2)]、「『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で検証した後の 1947（昭和 22）年 8 月 18 日開催の役員会議事録には「一、昭和二十二年八月十八日市内大和町大和食堂ニ役員會ヲ招集ス」とあり、「一、出席役員左ノ如シ　會長　中部兼市、副會長　細川良平、七田末吉、坂本實（代）常務理事　山本操　理事　市河元治、岡太平、野上熊吉（代）、江熊哲翁（代）、山下幸夫（代）、井川克己、那須秀雄、伊東猪六、金村正己（中略）一、會議ニ附シタル事項左ノ如シ（中略）議案第二號　役員辞任ノ件」とある。この議案第二号に関する議事録の記録には「細川議長ヨリ議案ヲ朗読シタル後　會長中部兼市、理事伊東猪六両氏ヨリ本日役員辞任致シ度イ旨ノ表明ガアッタガ之ガ前後措置ニ付協議シ度シト提出理由ヲ説明ス　中部會長ヨリ辞任ノ辞ヲ述ベ意見交換ニ入ル　金村議員　財界 A 項該當ガ公職追放ニ該當スルノデナケレバ両氏共下関水産界ニハ極メテ重要ナ人物デアルカラ協會ノ定款ヲ変更スルナリ或ハ定款ハ其侭トシテモ大乗的見地ヨリ留任ヲ希望スル　那須、市河議員　我々両名ハ大洋会社トシテ追放セラレタノデ協會トハ此ノ点ニ付テハ何モ支障ハナイガ会社ヲ追放セラレタノデ差当リ水産業者デナクナリ協會ノ定款ニ抵触スルコトトナッタ　将来何レ水産業者トシテ再起スル意外ニハナク是非ソウシタイト考ヘテ居ルガ差當リ協會ノ立前ニ不合スル立場トナッタ関係上辞任スルコトトシタノデアル此ノ点ニ付キ歩ミ寄リガ可能カ否カハ各位ノ御取計ヒニ俟ツノミデアル　井川議員　辞任ノ保留スル意見ガ多イガ本役員會デ決定出来兼ネル本案ノ性質ヲ鑑ミ之ハ一應撤劍回シテハ如何　細川議長　遽カノコトトテ両氏ノ辞任届ハ一應事務局ニ於テ預ルコトトシ善後措置ニ付テハ充分講究スルコトガ適當デハナイカト思フノデ左様致シタイガ如何　全議員之ニ賛成ノ意ヲ表シ辞任届ノ受理ハ一應保留スルコトニ決議ス」とある。この議事録では、協会の中部兼市会長と伊東猪六理事が協会役員を辞任するとの表明があったことに対し、各議員より大洋漁業の役員としての公職追放と、協会の役員辞任との定款における整合性等について各種意見が出され、辞任を保留する意見が多いこと等から一旦辞任届を事務局で預かることとし、受理を保留とする決議がなされたとの記述がある。

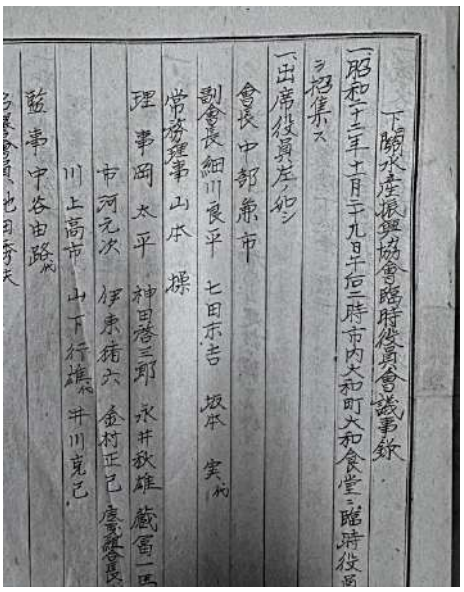


出典：2024 年 6 月 10 日筆者撮影
写真 1『議事録綴』

続く 1947（昭和 22）年 11 月 14 日開催の臨時役員会議事録には「一、昭和二十二年十一月十四日市内大和町大和食堂ニ臨時役員會ヲ招集ス」とあり、「一、出席役員左ノ如シ　副

注 2）1946（昭和 21）年 12 月 11 日開催の役員会議から 1949（昭和 24）年 8 月 30 日開催の役員会議議事録の約 3 年間分の議事録が綴られている。

會長　細川良平、七田末吉（代）、坂本実（代）常務理事　山本操　理事　岡太平、野上熊吉、井川克己、永井秋雄、金村正己、川上髙市、伊東猪六、有吉京吉（代）（略）一、細川議長議案上提二先立チ　曩ニ財界追放該當者トシテ大洋漁業株式會社長離任ト共ニ會員資格喪失ニ依リ辞任セラレタ中部前會長ヲ引續キ會長ニ推戴スベク豫ネテ役員會並ニ總會ノ決議ヲ以テ同氏ヲ名譽會員ニ選任スルト共ニ會長受諾方懇請中ノ處此ノ程受諾ノ回答ニ接シタノデ今後ハ再ビ　會長　中部兼市氏ヲ推戴シ一致協力シテ一段ト會務ノ改善推進ニ努力シ度イト會長推戴ノ経緯並ニ受諾回答アリタル旨ヲ報告シ全員之ヲ爆承セリ」とある。財界追放該当者として大洋漁業社長を離任し、会員資格を喪失した中部兼市氏を、協会役員会や総会の決議をもって協会の名誉会員に選任し、今後再び会長へ推すことについて本人が了解するとの回答を得たことが記載されている。


下關水産振興協會臨時役員會議事錄
一昭和二十二年十一月二十九日午后二時市内大和町大和食堂ニ臨時役員會ヲ招集ス
一出席役員左ノ如シ
會長　中部兼市
副會長　細川良平　七田末吉　坂本　実代
常務理事　山本　操
理事　岡　太平　神田啓三郎　永井秋雄　藏冨一馬
市河元次　伊東猪六　金村正己　底曳組合長
川上高市　山下行雄　井川克己
部外者　石川寛三

その後、1947（昭和 22）年 11 月 29 日開催の臨時役員会議事録（写真 2）には「一、昭和二十二年十一月二十九日午后二時市内大和町大和食堂ニ臨時役員會ヲ招集ス」とあり、「一、出席役員左ノ如シ　會長　中部兼市、副會長　細川良平、七田末吉、坂本實（代）常務理事　山本操　理事　岡太平、神田啓三郎、永井秋雄、藏冨一馬、市河元次、伊東猪六、金村正己、底曳組合長代川上高市、山下行雄（代）井川克己（略）、部外者　石川寛三　一、會議ニ附シタル事項左ノ如シ　議案　第一號　下関水産ホーム建設ニ関スル件　報告事項（一）天皇陛下巡幸ニ就テ　（二）中部會長就任挨拶」とある。水産ホーム建設[注3]について、山本常務理事が「水産ホーム建設ニ就テハ昨年十一月計画シ司延々トナツテ資金調整関係ハ復興金融公庫ヨリノ借入ハ不能トナリタル為メ自己資金ヲ以テ計画スルコトニナツタ資金調整ハ十月二十四日ニ建築許可ハ十月二十三日トナツテヰル事ハ先日水産懇談會デモ申上ゲタ通リデアル（以下略）」との発言の後、石川氏が「計画當初ヨリ延々トナリ七ヵ月ヲ経過シタ關係上資材関係ノ㊎ガ何倍カニ値上ガリシタ総体的ニハ當初ノ豫算ヨリモ六四二萬圓ノ増額トナルガ之デハ増額ガ余リ多過ギルノデ大林組ノ手持チ資材ヲ使用シテ㊎以下ノ資材ヲ以テ出来ルダケ廉價ニテヤリタイト思フガ最小限ニ見積ツタトシテモ一四〇〇萬圓ハカカル之ヲ以テ坪単価トシテハ非常ニ安イモノト思フ（以下略）」との発言に続き、山本常務理事が「資金調整デノ（中略）大洋、日魯、日水ハ制限會社トナッタノデ仲々六ケ敷イノデハナイカト思フ（以下略）」と発言している。また、中部会長就任挨拶で「将來水産ノ皆様ト共ニ生キル意味デ不肖皆様ノ御要望ニヨリマシテ再ビ會長ニ就任致シマシタ何卒今後共宜敷ク御願ヒ致シマス」との記述がある。水産ホーム建設について復興金融公庫からの資金調整が不能となったため、自己資金により計画することになったことが記載されている。しかし資材等の高騰により建設費が増額となり、大林組の手持資材等をやりくりしながらできるだけ低く抑えようとしているが、資金を当て

出典：2026 年 2 月 17 日筆者撮影
写真 2『昭和二十二年十一月二十九日臨時役員会議事録』

注 3）水産ホームは後の下関水産会館と推察される（岸本充弘，2024，p.62）。

にしていた大洋漁業、日水等が制限会社[注 4)]となったため、資金調達が難しいとの発言もある。

３．議事録を通して見えてくるもの

1947（昭和 22）年 8 月 18 日開催の役員会議事録には、協会の中部兼市会長と伊東猪六理事の協会役員の辞任表明についての記載がある。当時の協会会長であった中部兼市と理事であった伊東猪六は、戦後の公職追放により大洋漁業を一旦辞任しており、そのことは『大洋漁業 80 年史』に「1947（昭和 22）年 8 月中部兼市社長、中部謙吉、中部悦良両副社長、伊東猪六専務ら公職追放に該当 18 日、中部謙吉を除き 3 氏辞任」とある（大洋漁業，1960，p.296)。また『大洋漁業捕鯨事業の歴史』にも

> 戦後の経済民主化政策と表裏の形で行われた公職追放は、大洋はじめ日水、日魯、日冷などの大手水産会社にも及んだ。大洋では、昭和 22 年 1 月 7 日、社長の中部兼市をはじめとして、副社長中部謙吉、中部悦良、専務伊東猪六、取締役松浦嘉男、交野盛賢の 6 名がこれに該当し、大洋におけるそれぞれの役職を辞任した。

とある（徳山宜也，1992，p.255)。大洋漁業の中部兼市社長と伊東猪六専務は公職追放により大洋漁業を辞任したことで、協会の定款第三章会員第五条第一項の普通会員の資格である漁業及び鮮魚運搬業を営む個人及び法人会員を失い、定款に抵触することにより辞任することを表明するに至ったと推察される。一方で、水産業者としていずれ再起することも考えていることもあり、協会役員会議で辞任届は一旦事務局預かりとし、辞任は保留扱いとなったものと思われる。しかしながら徳山によれば、

> 大洋は直ちに全社をあげて追放免除の訴願運動を展開した。(中略）ただ、中部謙吉だけは南氷洋捕鯨の企画推進者であったことから、捕鯨船団の出航する 11 月 20 日まで追放延期という異例の措置がとられることになった。こうして見ると、GHQ が南氷洋捕鯨をいかに重要視していたかが理解されよう。

との記載がある（徳山宜也，1992，p.255)。また大洋漁業と同様に『日本水産百年史』には、

> ポツダム宣言に規定された軍国主義勢力の永久パージ（追放）を実行すべく、GHQ は一九四六年一月に公職追放令を発した。(中略）結果的に財界人二、〇〇〇人以上が追放されることになり、「日本水産」の経営陣も追放の対象となった。(中略）一九四七年一月、田村啓三、植木憲吉、蓑田静夫の三名が公職追放の対象となり職を辞すこととなった。代わりに常務の増井進が社長に就任したものの、四八年に増井及び葛城忠男専務取締役、窪井重尾常務取締役、松田繁次監査役の三名も対象となった。増井は集排法[注 5)]適用に

注 4）1945 年に制定された制限会社令により財閥解体と経済民主化を目的に資源の移動や業務執行等を制限された会社。
注 5）集排法は、経済民主化の地ならしをする目的をもって制定された「過度経済力集中排除法」の

伴う再編成計画を主体となって進めており、さらに当時「日本水産」の生命線であった南氷洋捕鯨遂行に不可欠の存在であったため､「日本水産」は増井の一年間留任を要請し、それが認められたものの、財閥同族支配力排除法により四十九年六月に退任する。

との記述がある（日本水産，2011，pp.179-194)。GHQ が大洋漁業や日本水産に対する公職追放を実施する一方で、大洋漁業や日本水産に対する南氷洋捕鯨実施に向けての体制維持への対応は、戦後の厳しい食糧難への緊急対応が必要であるとの GHQ の配慮が垣間見える事項でもある。また、『水産庁 50 年史』にも

46 年（昭和 21）10 月の戦犯追放指令によって水産業団体は特別法Ｂ項に指定され、会長、副会長等役員はそれに該当するものとして追放され、日本水産㈱、日魯漁業㈱、大洋漁業㈱などもまた、該当するとされたが追放は 50 年（昭和 25）に解除されるという経過もあった。

とある（『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，p.61)。これらは戦後の経済民主化政策の柱の１つであった財閥の解体と独占禁止を GHQ が日本政府に指示したものであり、内野も「1947（昭和 22）年 9 月に持株会社整理委員会が三井物産、三菱商事の解散を行い、その間戦争協力財界人の公職追放等が実施された」と述べている(内野達郎, 1978, pp.33-34)。

前回の役員会から約 3 か月後の 1947（昭和 22）年 11 月 14 日開催の臨時役員会議事録にある、会員資格を喪失した中部兼市氏を協会の名誉会員に選任し、今後再び会長へ推すことについて本人が了解するとの回答を得たことの記載は、協会の定款第三章会員第五条第三項名誉会員にすることで、定款との整合性を取りながら、会長の席へ戻したいという協会側の強い意図を想起させる。

その後、1947（昭和 22）年 11 月 29 日開催の臨時役員会議事録には、水産ホーム建設に関して、復興金融公庫からの借り入れが不能となったため、自己資金を持って計画することになった資金調整が、大洋、日水は制限会社となったため難しいとの記述がある。戦後の混乱期における資材高騰は、建設予定であった水産ホームの建設予定事業費を上回り、建設会社である大林組の手持資材をやり繰りしてもなお厳しい状況であったことがわかる。この制限会社令は

解体対象企業の自己都合による会社分割を防止し、解体逃れを取り締まるためのものである。制限会社の指定を受けると、動産、不動産、有価証券そのほかの売却や贈与などの権利の移転を生じる行為、および資金借入、預金払戻を受けるような行為には大蔵大臣の許可が必要となり、企業活動は大幅に制限された。

（日本水産，2011，p.179）とあり、大幅に制限された企業活動の中で、水産ホーム建設への何らかの資金協力が難しい状況であったことがうかがえる。また、早速協会会長に復帰

ことで 325 社が同法の適用を受けた（内野達郎，1978，p.34)。

した中部兼市の就任あいさつには、それを裏付けるように下関の水産業だけではなく、その背後にある大洋漁業の影響を見ることもできる[注 6)]。またその後、中部兼市と伊東猪六は1950（昭和 25）年に大洋漁業の社長と専務として復帰している（大洋漁業, 1960, p. 297）。

協会議事録に度々記載のある公職追放は、戦後の日本における民主化を進めるうえでGHQ が進めた重要な政策でもあった。そこで戦後の公職追放等に関連する事項と協会等に関する事項についての出来事を、時系列に年表として整理した（表 1）。1945（昭和 20）年 10 月の水産統制令廃止の後、制限会社令、公職追放令の発出、集排法制定等次々に制定するとともに、公職追放により財閥系の企業を中心に、次々と経営陣を排除し、徹底的な経済民主化を図り経済民主化を強力に進めている。内野は、GHQ から当時の幣原喜重郎内閣に対し戦後の民主化五大制度改革を指令し[注 7)]、そのうち経済民主化の柱を農地改革、労働改革、財閥の解体と独占禁止の 3 つであると指摘している（内野達郎, 1978, pp. 30-33）。財閥を中心とした戦前の同族支配による経営形態を一掃するための公職追放は、水産会社にも及び、戦前から国内最大の水産会社である大洋漁業の社長でもあった中部兼市氏の協会会長退任は、議事録の記述からすると非常に大きな出来事として協会で受け止められていた状況がわかる。また、大洋漁業の本社が置かれた下関は国内水産業の拠点地でもあり、協会の影響力は下関だけではなく、国内水産業全体への大きな影響力を有していた。そのため、公職追放後も中部兼市の協会会長辞任を保留し、協会の名誉会員として留まらせ、会長復帰に向けた動きを即座に行っていたことがわかる。その一方、大洋漁業が制限会社となったことが、水産ホーム建設の資金調整に大きく影響していることは、従前大洋漁業が協会への様々な支援を行っていたことの裏付けでもあると言える[注 8)]。

なお、協会が発刊した『十年のあゆみ』（下関水産振興協会（1957））、『20 周年をむかえて』（下関水産振興協会（1967））、『30 年の歩み』（下関水産振興協会（1977）、『50 年の歩みと将来展望』（下関水産振興協会（1997）、及び『下関市史・市制施行-終戦』（下関市役所（1983））、『下関市史・終戦－現在』（下関市（1989））には、年表も含めて公職追放に関する記載や、当時の中部兼市会長の、大洋漁業社長を辞職したことによる協会会長辞任の件についての記載は無い。

注 6）戦後の水産五社（大洋、日水、日魯、極洋、日冷）のうち戦後の再建においては大洋漁業が一番早かった（田中宏, 1959, pp.85-94）。
注 7）①婦人参政権の付与②労働者団結権の確立③教育制度の自由主義化④専制政治の廃止⑤経済民主化の推進。
注 8）大洋漁業が協会の会長や理事等の役員派遣を行っていることに加え協会への会費を最も多く支出していた。

表１　公職追放に関連する水産業団体、下関水産振興協会等に係る年表

年次	公職追放等に関連する事項	下関水産振興協会等に関する事項
昭和20年10月	水産統制令廃止	
昭和20年11月	日本政府が制限会社令発出	
昭和21年1月	GHQが公職追放令を発出	任意団体として下関水産振興協会を創立　（5月）
昭和21年10月	戦犯追放指令により水産業団体は特別法B項に指定	
昭和22年1月	公職追放令の全面改正により、中央の経済界や言論界、地方の指導層に公職追放対象が広がる 日本水産の田村啓三、植木憲吉、蓑田静夫の３名が公職追放の対象となり職を辞す	農林大臣許可を得て社団法人組織に改組織（2月） 下関鮮魚荷主協力会を合併（８月）
昭和22年4月	独占禁止法交付、公正取引員会設置	
昭和22年7月	制限会社法の指定により大洋漁業が制限会社となる	
昭和22年8月	大洋漁業の中部兼市社長、中部譲吉、中部悦良副社長、伊東猪六専務ら公職追放	
昭和22年12月	過度経済力集中排除法（集排法）制定	
昭和23年1月	財閥同族支配力排除法の制定	下関水産会館竣工（事務所を水産会館に移転）（12月）
昭和23年2月	集中排除法により大洋漁業、日本水産が指定企業者となる	

出典：内野達郎『戦後日本経済史』、『水産庁 50 年史』刊行委員会『水産庁 50 年史』、大洋漁業『大洋漁業八十年史』、日本水産『日本水産百年史』、徳山宣也『大洋漁業捕鯨事業の歴史』より筆者作成

４．小括

「『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」では、戦後の混乱している状況の中、協会が下関の水産業に係る様々な課題を解決するために法人格を持つ公益団体として、社団法人へ移行するまでの状況等に至る議論の経緯や、下関漁港内に沈船がある状況等について、協会議事録やこれらを通して見えてくる日本政府の水産政策等について検証を行った。本稿ではその続きとして、その後の役員会議事録にあった戦後の日本における経済民主化政策の１つでもあった公職追放の影響が、協会の人事や水産ホームの建設に大きく影響していることを確認した。特に大洋漁業の拠点であった下関は、当時の大洋漁業の中部兼市社長が協会の会長を務めていたこともあり、水産都市下関への影響だけではなく、国内の水産業の再生への影響もあるという危機感が、協会議事録からも読み取れる。

膨大な協会資料を１つずつ紐解いていく作業は、ようやく始まったばかりである。本稿や、今後の議事録検証により水産都市下関の戦後復興過程と、現代の水産業等を始めとした地域産業政策への示唆を深める必要性を再認識しながら、今後の作業を続けることとしたい。

引用・参考文献

植田欣次（2025）「敗戦後における水産業統制と中央水産業会の「現地金融」―東京支所を中心に―」『地方金融史研究』第 56 巻第 1 号，地方金融史研究会，pp.1-36.

内野達郎（1978）『戦後日本経済史』，講談社，pp.33-39.

岸本充弘（2024）「『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市 下関の実態について①」Journal of Intelligence Science in Local Research 第 1 巻第 1 号，下関市立大学先端地域科学研究所，pp.56-66.

下関水産振興協会（1957）『十年のあゆみ』.

下関水産振興協会（1967）『20 周年をむかえて』.

下関水産振興協会（1977）『30 年の歩み』.

下関水産振興協会（1997）『50 年の歩みと将来展望』.

下関市役所（1983）『下関市史・市制施行-終戦』，pp.295-364.

下関市（1989）『下関市史・終戦－現在』，pp.245-309.

『水産庁 50 年史』刊行委員会（1998）『水産庁 50 年史』，p.61.

大洋漁業（1960）『大洋漁業 80 年史』，pp.296-297.

田中宏（1959）『大洋漁業』，展望社，pp.85-94.

徳山宣也（1992）『大洋漁業捕鯨事業の歴史』徳山私家版，pp.255-259.

日本水産（2011）『日本水産 100 年史』，pp.178-194.

観光エリア拡大における「商業的回遊性」と「生活空間」の相克に関する理論的考察

―関門地域への適用を念頭に置いた持続可能な観光まちづくりへの予備的枠組み―

A Theoretical Examination of the Conflict Between "Commercial Circulation" and "Living Space" in Tourism Area Expansion

―A Preliminary Theoretical Framework for Sustainable Tourism Town Development with Reference to the Kanmon Region―

竹内裕二[1]

Yuji TAKEUCHI[1]

[1]下関市立大学

Shimonoseki City University

要旨

地方観光地のエリア拡大は経済活性化の要である。一方で、観光客の「回遊性」向上は、住民との摩擦を招く。本稿は、関門地域（下関市・北九州市）の事例を軸に既往研究を整理し理論的考察を行う。第一に、「回遊性」概念の変遷を辿り、商業至上主義が政策に無批判に転用された点を指摘する。第二に、エリア拡大が住民態度を「敵対」へ変容させる構造について、社会交換理論や Doxey のモデルを用いて分析する。第三に、SNS が動線管理を無効化し、生活領域への侵食を加速させる実態を論じる。

これらを踏まえ、消費促進型社会を批判的に再構築し、住民の生活満足度を条件に組み込んだ「生活・共生型回遊性モデル」を提示する。さらに利害対立を合意形成の資源とする「摩擦前提の合意形成プロセス」を具体化する。本稿は、次稿の関門地域実証研究に向けた理論的基盤を提示するものである。

キーワード： 観光まちづくり、回遊性、生活・共生型モデル、オーバーツーリズム、摩擦前提の合意形成

Abstract

Expanding the physical scope of regional tourist destinations is a cornerstone of economic revitalization; however, enhancing "visitor mobility" frequently precipitates friction with local residents. This Academic Project undertakes a theoretical analysis by organizing existing literature, centering on the case of the Kanmon Region (Shimonoseki and Kitakyushu).

First, it traces the conceptual evolution of "visitor mobility," highlighting how commercialism has been uncritically integrated into public policy. Second, utilizing Social Exchange Theory and Doxey's Irridex model, this paper analyzes the structural transformation of resident attitudes toward "antagonism" driven by area expansion. Third, it discusses the current reality where social media neutralizes traditional tourist flow management, thereby accelerating the encroachment of tourism into the private livelihood spheres of residents.

Building upon these findings, the paper critically reconstructs the consumption-promotion model to propose a "Livelihood-Coexistence Visitor Mobility Model," which incorporates resident life satisfaction as a primary prerequisite. Furthermore, it operationalizes a "friction-predicated consensus-building process" that redefines interest conflicts as strategic resources for reaching an agreement. This paper establishes the theoretical foundation for the subsequent empirical research in the Kanmon Region to be presented in a forthcoming paper.

Keywords: Tourism-driven community development, Visitor mobility, Livelihood-coexistence model, Overtourism, Friction-predicated consensus building

1. はじめに

2003 年の「観光立国」宣言は、日本の地域政策における決定的なパラダイムシフトであった。それまで内需への対応や「保存」に重きを置いていた地域資源は、この宣言を機に、外貨獲得と交流人口拡大のための「商品」へと再定義されたのである。政府は、2006 年に観光立国推進基本法を制定した。2008 年には、国土交通省の外局として観光庁を発足させるなど、推進体制を急ピッチで整備した。訪日客数は、その後に起こったリーマンショックや東日本大震災といった予期せぬ困難に見舞われ、一時低迷した。この状況を回復させるために政府は、2012 年以降のアベノミクスによるビザ緩和や円安誘導といった積極的な施策を行うことで、市場を劇的に回復させた。その結果、2013 年には訪日客数が初めて 1,000 万人を突破した。2017 年には 2,869 万人となり、消費額が 4 兆 4,162 億円に達した（観光庁, 2018）。観光は今や、日本経済を牽引する主要産業としての地位を不動のものとしている。

こうしたインバウンド政策が加速した背景には、少子高齢化に伴う深刻な人口減少社会への危機感がある。産業の裾野が広い観光は、過疎化に喘ぐ地方自治体にとって交流人口を創出し、新たな雇用や投資を呼び込む「地方創生の切り札」として期待されてきた。しかし、共同通信社が令和 6 年に市区町村を対象に行ったアンケート調査では、自治体の約 68%が「地方創生の取り組みの成果が不十分」と回答（千葉日報オンライン「地方創生 68% 成果不十分 人口減、自治体の単独対策に限界」, 2024 年 9 月 1 日）[注1]している。観光を

[注1] 千葉日報オンライン：https://www.chibanippo.co.jp/newspack/20240901/1270580（最終閲覧日：2026 年 4 月 7 日）

通じた地域再生の実効性には、依然として大きな疑問符がつく。加えて、2025 年 10 月の高市内閣誕生以降、インバウンド政策を巡る国の方向性にも変化の兆しが見られる。それまでの量的拡大一辺倒から、受入環境の質や地域社会との調和を重視する方向への政策転換が議論されはじめている。このような状況を踏まえると、観光を地方創生の万能策として位置づけることに慎重を要する。

金崎（2019, p.51）が指摘するように、第一次産業を基盤とする地域にとって、既存の自然や景観を活用する観光は、巨額の新規投資を必要としない「安上がりな選択肢」と見なされる傾向にある。また、都市住民が抱く「牧歌的情景」への憧憬が、地方のオーセンティックな体験を観光商品へと昇華させ、インフラ整備によるアクセスの向上がそれを後押しした（梅川, 2016 等）。民間活力を導入した観光推進による産業多角化は、財政難に直面する自治体にとって、もはや不可避の選択であったといえる（大社, 2008; Caron & Koster, 2015）。

この動きに呼応するように近年、国の文化財政策も大きな転換期を迎えている。文化庁は、この動きに先行するかたちで 2015 年より「日本遺産」制度を創設し、各地の歴史文化に関する文化財を一つのストーリーで束ねて認定する試みを始めている（文化庁, 2015）。このような個々の文化財を「点」として保存する段階から、地域全体を「面」として整備・活用する発想への転換は、すでに文化庁の政策現場において芽吹いている（文化庁 文化部伝統文化課、2016, p.1）。これは、文化財を「滞在価値のある観光資源」へと開花させ、経済循環のハブにするという野心的な試みである。2016 年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議, 2016）」では、こうした流れを受け、従来の「保存優先」から「地域文化財の一体的な活用」へという方針転換が、より明示的に打ち出している。

こうした急速な量的拡大と「活用」への傾倒は、重要な議論を置き去りにしてきた。須賀（2017, p.43）が警鐘を鳴らすように、経済的利益を最優先した文化遺産のまなざしは、地域の歴史を「観光客に分かりやすい物語」へと矮小化し、断片的に切り取るリスクを孕んでいる。特定の遺産が消費対象化される過程で、本来その地が持っていた文脈は剥ぎ取られ、住民が抱くアイデンティティとの間に深刻な乖離が生じかねない。先行事例の轍を踏まないためには、単なる経済波及効果の追求を超えた、持続可能な観光のあり方を模索する必要がある。

このような観光推進の加速は、その舞台となる地域の「生活空間」に多大な負荷をかけるという根本的な矛盾を孕んでいる。なぜなら、必然的に観光客の「回遊性」の向上を政策目標の中心に据えることとなる。この考え方は、回遊性の向上は、観光客に観光地の面的な広がりの中で複数の地点を移動・滞留しながら消費を行う行動様式によって、豊かな体験をもたらすものだからである。

本稿では、観光地がエリアを拡大し「回遊性」を高めようとする際に、観光客と地域住民の間で生じる構造的な諸課題を既往研究の横断的分析によって明らかにしたうえで、両者が価値を共有しうる持続可能な観光まちづくりの理論的枠組みを構築することを目的とする。

2. 研究目的と方法

2.1. 研究の背景と動機：関門地域における課題

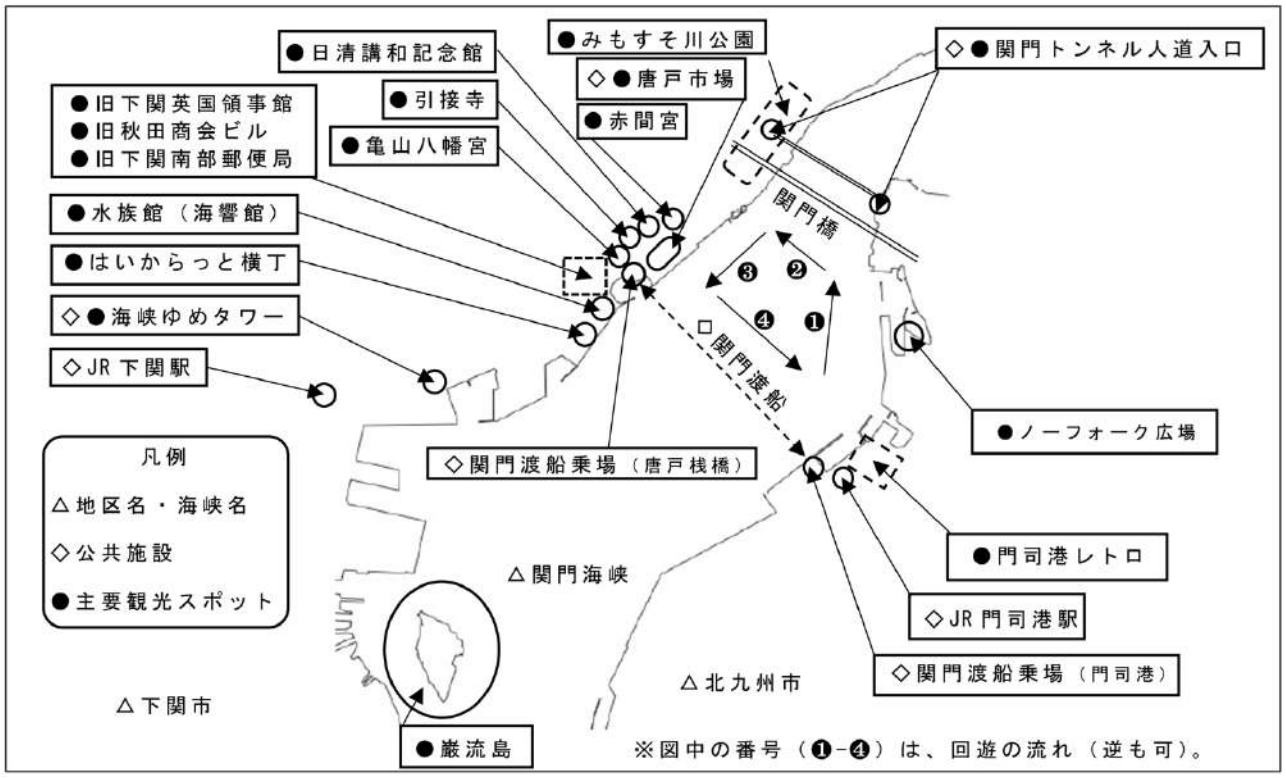
筆者は前報（竹内, 2024）において、山口県下関市と福岡県北九州市という県境を跨いで隣接する「関門地域」を対象に、その観光政策の展開と実態について調査を行った。地域は、明治・大正期の歴史的建築物が残る「門司港レトロ」や、活気ある食文化を象徴する「唐戸市場」など、日本国内でも稀有な地形的・歴史的ポテンシャルを有する観光圏である。古くから両市は経済的・文化的な結びつきが強く、行政の枠組みを超えた「関門海峡観光圏」としての回遊ルート整備が長年謳われてきた。そこで、実態を精査すると、そこには根深い構造的課題が横たわっている。

第一の課題は、行政区分の差異に起因する観光分野における施策の非連続性である。両市は、1987（昭和 62）年に「関門地域行政連絡会議」を設置した。それ以降も両市長会談等による政策調整を継続してきた実績を持つ。例えば、水族館施設の配置調整に見られるように、大局的な施設整備において重複投資を避ける合意が形成されてきた事例もある。こうした連携の仕組みが存在する一方で、下関市と北九州市がそれぞれ異なる県に属し、観光振興予算の規模やプロモーション戦略の方向性が必ずしも一致していないことも事実である。そのため、観光客が海峡を横断して両岸を一体的に楽しむための施策が、スポット（点）の整備に向いているものの、回遊ルート（線）としての連続性・一貫性において課題が残る構造となっている。

第二の課題は、海峡を横断するハード面のインフラ不足と、その活用におけるミスマッチである。現在、両岸を結ぶ手段としては関門連絡船、人道トンネル、関門橋、サンデン交通・西鉄バスの路線網などが存在する。これらの交通機関が、観光客の「周遊」という視点で有機的に結合されているとは言い難い。特に、環境負荷の低い二次交通として期待されるレンタサイクルや公共交通機関のリソースは、借り出し拠点の偏りや返却ルールの不一致など、観光客の利便性という観点から最適化されていない[注2]。

図 1 に示す通り、現在の観光動線は極めて限定的である。多くの観光客は、赤間神宮や唐戸市場、門司港レトロといった広く認知された主要スポットを短時間で「点」として消費し、次の目的地へと移動してしまう。一方で地域には、引接寺や亀山八幡宮のように馴染みの深い訪問者や歴史への造詣がある。観光客にとっては、このような魅力的な場所であっても、一般的な観光動線に組み込まれにくい「準主要資源」として多数存在する。こうした情報発信の不足や物理的・心理的障壁は、滞在時間の短縮を招くだけでなく、商店街や路地裏に眠る「未発掘の地域資源」への回遊の波及を阻害している。本研究は、この「分断された観光圏」という現状を打破し、いかにして住民生活と調和した有機的な回遊性を創出できるかという問題意識から出発している。

[注2] このルートは、海岸沿いを回遊するコースである。そのためバスでの回遊が望ましい。ところが図 1 中の❷が、人道トンネルのため通ることができない。他方で、観光客がこの距離を歩行することは、可能であるが、少し距離が長すぎる。このような理由から、必然的にレンタサイクルの普及が関門地域にとって「回遊性」と「観光客の増加」を向上させる可能性が高いという結論に至った。しかし、レンタサイクルも普及していない。



出典：筆者作成

図 1：関門地域概要図

2.2. 本研究の問いと構成

本稿は、関門地域における実証研究（次稿）の理論的基盤を構築することを目的とする解説・総説論文である。第 3 章以降における社会交換理論・イリデックス・モデル・デジタル回遊性の考察は、関門地域に固有の事例分析として展開するものではなく、観光エリア拡大に際して広く適用しうる理論的枠組みの整理として位置づける。

ただし、本稿は関門地域の固有条件を「理論の照合基準」として随時参照する。これは、抽象的な理論命題が関門地域という具体的文脈において、いかなる形で現れうるかを示すことで、理論の射程と限界を同時に検討するためである。この手法は、比較文化研究における「集中事例分析」の論理に基づくものであり、一般論を展開しながらも特定事例との往復によって理論の精度を高めようとするものである。

上述した課題認識に基づき、観光インフラの整備や情報発信の強化が進められることは、一見すれば地域経済にとって望ましいことのように思われる。しかし、ここで観光政策の本質に関わる一つの根本的な問いが生じる。もし、既存のハード面やソフト面の課題が完全に解消され、観光客の回遊性が劇的に向上したならば、その帰結として地域社会は真に「幸福」になるのか。

近年の京都や鎌倉、あるいは海外のベネチアといった先進事例を鑑みれば、効率的な回遊性の追求は、皮肉にも住民生活を圧迫し、地域資源を疲弊させる「オーバーツーリズム」の引き金となり得る。観光客の動線が拡大し、これまで静穏を保っていた住宅地や生活路にまで他者が流入することは、地域社会のプライバシーを侵害し、騒音、交通渋滞、ゴミ問題といった「負の外部性」を増大させるリスクを常に孕んでいる。関門地域においても、単なる「客数の増大」や「消費額の最大化」のみを目的とした安易なエリア拡大は、住民

が長年培ってきた静穏な生活環境を破壊し、観光そのものに対する不信感や拒絶反応を惹起しかねない。

本稿では、関門地域における将来的な観光エリアの拡大と回遊性の向上を見据え、その推進が地域社会にもたらす社会的なインパクトと、持続可能な開発のあり方を以下の 3 つの理論的視座から体系的に検討する。

第一に、これまで主に商業理論や都市計画の文脈で語られてきた「回遊性」という概念の系譜を整理する。効率性と収益性を重視する商業的モデルが、いかにして観光研究へ転用され、その過程で「生活空間としての観光地」という視点が欠落していったのかを批判的に考察する。

第二に、社会交換理論やイリデックス・モデル（苛立ち指数）を援用し、観光客の行動範囲が拡大する過程で、地域住民が守ろうとする心理的・物理的な生活境界線にどのような変容と摩擦が生じるのかを分析する。

第三に、観光客と住民の間に生じる不可避な摩擦を最小化し、地域社会の広範な合意形成に基づいた持続可能な「観光エリア拡大モデル」の理論的枠組みを提示することを目指す。本研究は、単なる観光振興策の提言ではなく、都市社会学の観点から「観光客と住民の共生」を再定義する試みである。

3. 既往研究に基づく理論的考察：回遊性と住民意識の相克

3.1.「回遊性」概念の商業的偏重

「回遊性」という概念は、観光学のみならず、都市計画、地理学、商学といった多角的な分野で用いられる多義的な用語である。その理論的起源を遡れば、川崎（1955）が生物学的な移動パターンとして論じたことが一つの端緒とされている。現代的な意味での「都市の回遊性」が定着したのは、高度経済成長期以降の中心市街地活性化の文脈においてである。特に商学の分野では、百貨店やショッピングセンター内部における顧客の移動効率を高めるための指標として研究が進んだ。

回遊性に関する研究は、中心市街地の活性化が政策課題として浮上した 1990 年前後から、商業研究・都市計画の分野において蓄積されてきた。川津（2015a, p.178; 2015b, p.98）は、こうした先行する議論を継承・精緻化し、回遊性を「消費者が特定のエリア内で、複数の地点を訪問しながら財やサービスを享受するために行う空間的な流動」と定義した。河津は、実証的なデータに基づき、エリア内での歩行距離の延伸や滞留時間の延長が、一人当たりの客単価や消費機会の増大に正の相関を持つことを明らかにした。この「回遊＝消費増大」という強力な方程式は、鈴木ら（2015）や石井ら（2020）が指摘するように現代の観光研究においても金科玉条のごとく扱われている。自治体や観光 DMO が掲げる「滞在型観光の推進」や「回遊性向上による地域消費の拡大」といった目標は、まさにこの商業的ロジックの直系にあるといえる。

こうした「商業的回遊性モデル」をそのまま地域社会（観光地）に当てはめることに、学術的に見過ごせない盲点が存在する。それは、観光地という空間が、消費に特化した「閉

じられた商業施設」ではなく、住民の営みが継続する「開かれた生活圏」であるという事実である。ショッピングモールにおける顧客の回遊は、あくまで管理された私有地内での行動である。そこには、住民という利害関係者が存在しない。一方、観光地における回遊の舞台は、住民が日常生活を営む道路であり、広場であり、景観である。

市場中心主義的な空間認識に立てば、観光客の流動性を高めることは「経済的フローの活性化」として正当化される。社会学的な視点から見れば、それは住民のプライバシー確保や、慣習的に守られてきた静穏な生活環境という「非市場的価値」との直接的な衝突を意味する。すなわち、回遊性の向上策は、観光客にとって移動コストの低減と満足度の向上を意味する。その一方で、住民にとって、自己の生活空間が「公共化」あるいは「商品化」され、見知らぬ他者に絶えず観察されるというストレス要因になり得るのである。

さらに、この問題は、空間の「所有権」と「利用権」の不均衡としても捉えることができる。住民は、納税や維持管理を通じてその空間を支える主体である。観光客は一時的な利用料（宿泊税や飲食代など）のみを支払う「フリーライダー」的な側面を持つ。商業的ロジックが暴走し、この不均衡が無視されたままエリア拡大が進めば、地域社会の持続可能性は内側から侵食されていく。したがって、観光研究における回遊性概念は、これまでの「消費促進型」から、住民の生活満足度を制約条件として組み込んだ「生活・共生型」へとパラダイムシフトを遂げる必要がある。

この問いは、関門地域において特に鋭い形で立ち現れる。関門地域では、「回遊性の向上」が長年の政策目標として掲げられてきた。その議論の重心は、一貫して「いかに観光客を門司港から下関へ、あるいはその逆へと移動させるか」という交通・動線の最適化に置かれてきた。現状は、第 2.1 節で整理したように唐戸市場周辺の観光集積が対岸の商店街への回遊に波及することがなかった。そのため、生活市場の機能が希薄化するという「空洞化」が進行している。これは、商業的回遊性モデルが唐戸市場という単一の集客拠点に最適化された結果、その周縁に位置する住民の生活空間が「受益者なき通過点」へと転落しつつあることを示している。それゆえ、関門地域における回遊性の議論は、「観光客の移動効率の向上」という商業的命題から「住民が生活の主体であり続けられる空間の再設計」という共生的命題へと、その問いを根本から組み替える必要がある。

3.2. 社会交換理論から見た住民の観光受容

地域住民が、自らの生活圏に観光客が流入してくる事象をどのように解釈し、受容、あるいは拒絶に至るのか。このダイナミズムを解明するために、観光社会学において最も広く参照されてきたのが「社会交換理論」である。Ap（1992）は、住民が観光開発に対して抱く態度は、単なる感情的なものではない。観光からもたらされる経済的・社会的・文化的な「便益（利益）」と、混雑、騒音、物価上昇、犯罪率の増加といった「コスト（不利益）」の合理的な損益計算に基づくものと主張した。

この理論によれば、住民は観光開発による雇用創出やインフラ整備、文化の再評価といったポジティブな交換条件が、日常生活の不便さというネガティブな交換条件を上回っている限りにおいて、観光を「支持」し、観光客を「歓迎」する。この損益計算の均衡は、回遊性が高まり、観光の「深度」と「広がり」が増大するにつれて、極めて不安定なものへと変化していく。

この心理的変容のプロセスを階層的に示したのが、Doxey（1975）の「イリデックス・モデル」である。このモデルの第一段階である「陶酔」段階とは、観光開発の端緒となる開発初期を指す。この時期の住民は、少数の訪問者がもたらす新鮮な刺激や経済的恩恵を日常生活の些細な不便というコストを上回る利益として肯定的に捉え、積極的な歓迎態度を示す。このような住民の態度は、社会交換理論における損益計算が「純利益」の状態にあることに依拠している。ところが、徐々にエリアが拡大していくことで、訪問者数が増加し、定着していく。それに連れて、前述した住民の幸福の均衡が崩れ始める。住民の態度は次第に、観光客を単なる「景観の一部」として取り扱う「無関心」へと変化する。やがて生活空間への物理的・心理的浸食が顕在化する「苛立ち」の段階へと進む。その次に観光客の無秩序な流入が地域固有のアイデンティティや静穏な生活を根底から脅かすようになると、住民の態度は明確な拒絶を伴う「敵対」の段階へと進む。

特に関門地域では、歴史的な路地や市場といった「生活の厚み」そのものが資源となっている。このような場所では、回遊性の向上に向けて「生活の舞台装置化」の必要性も不可欠な状況になりつつある。ただし、そのためには、下関市側の関門地域の現状に即した補足が必要である。その理由として、下関市中心部のかつての市街地（唐戸周辺）は戦災により焼失している。そのため、歴史的な路地が比較的よく残っているのは、JR下関駅周辺の竹崎・新地・伊崎といった一部の地区に限られる。また、観光動態の実態を見れば、現在の下関を訪れる観光客の動線は、赤間神宮・唐戸市場・カモンワーフ・海響館等のウォーターフロントに沿ったものが主体であり、長府・川棚・角島といった郊外スポットへの分散も見られる。

その一方、京都等で問題となっているような居住地域への観光客の恒常的な侵食は、現時点において限定的である。唐戸市場周辺の交通渋滞も、「活き活き馬関街」開催日やゴールデンウィーク・お盆・年末年始等の特定時期に集中する瞬間的なものであり、慢性的な住民被害と性格が異なる。Doxeyのイリデックス・モデルに照らしてみれば、現在の関門地域は「陶酔」段階と「無関心」段階の境界付近に位置すると考えられる。門司港レトロの再整備が完了した1990年代前後は、観光客の流入を地域の再生と重ね合わせた高揚感が住民の間に広く共有されていた。今日では、観光客の存在が地域の「日常」に組み込まれ、良くも悪くも特別な感情を喚起しない段階へと移行しつつある。注目すべきは、慢性的な騒音や混雑という「苛立ち」の段階がいまだ本格化していないという点である。そのような時期だからこそ、合意形成型のガバナンスを構築する制度設計上の好機である。観光客の大規模流入が住民の「受忍限度」を超えてしまう以前に、空間利用のルールと便益還元の仕組みを整えておくことが、関門地域における観光エリア拡大の持続可能性を左右する。すなわち本稿が提唱する「摩擦前提の合意形成プロセス」は、危機対応的な処方箋ではなく、危機到来以前の予防的・設計的介入として関門地域に固有の意義を持つ。

望月（2020, p.133）が論じているように、近年注目される「ニューツーリズム」は、住民主体の活動を通じて経済的恩恵を直接地域に還元しようとする試みであるが、これもまた内包する矛盾がある。橋本（2018）が指摘するように、観光資源化される「日常」の定義を巡って、恩恵を受ける観光業者と、負担のみを強いられる一般住民との間で、地域内部に深刻な分断や不公平感が生じるのである。

回遊性が高まり、観光客がこれまで「裏側」であった住宅地や通学路を探索し始めると

き、住民は自らの聖域を侵されたと感じ、社会交換における「コスト」を急激に高く見積もるようになる。このコストは、単に金銭的なものだけでなく、精神的な摩耗や、場所に対する愛着の喪失という、目に見えにくいものであるが決定的な損失である。持続可能な観光エリアの拡大を実現するためには、この住民側の損益計算書に、これら「非可視的なコスト」をいかに計上し、それに見合うだけの本質的な「社会的便益」をいかに提供できるかが、理論的・実践的な最重要課題となる。住民が「観光地としての自分たちの街」を誇りに思い、自律的に管理できる主体性を維持し続けられるかどうかが、敵対段階への移行を防ぐ唯一の障壁となる。

3.3. デジタル化と「空間の消費」の変容

現代における観光の回遊性は、SNS を中心としたデジタルプラットフォームの普及によって、かつての都市計画的な予測モデルが通用しないほど複雑化し、流動性を増している。Amir, et. al（2022）; Liu, et. al.(2024); Wengel, et. al.(2022)が論じるように、Instagram や TikTok といった視覚情報に特化したメディアは、かつて行政やガイドブックが注意深く設定した「公式な観光ルート」の権威を解体し、観光の地形を塗り替えてしまった。

デジタル空間上の「映え」や「口コミ」に駆動される観光客にとって、魅力的な被写体は有名なランドマークだけで留まらない。むしろ、住民にとって見慣れた何気ない路地、看板、あるいは生活感の漂う階段といった「非公式な空間」が、突如として世界中から注目を集める「ホットスポット」へと変貌する。この現象は、観光客に「発見」の喜びを提供する一方で、地域社会に予測不能な混乱をもたらす。

デジタル化によって加速された回遊は、もはや行政や DMO がコントロール可能な計画的移動ではなく、偶発的、断片的、かつ拡散的な「空間の消費」へと変容しているのである。崔（2023, p.103）が述べるように、こうした「情報の民主化」は、観光客の空間的境界線を曖昧にし、住民が守るべき最後の砦である「生活領域」への侵害を劇的に加速させている。

特に問題となるのは、デジタル情報の「偏り」が引き起こす局所的な過密である。特定の地点にのみ情報が集中することで、物理的な収容力を超えた観光客が殺到し、住民の移動や買い物を妨げる「局所的オーバーツーリズム」が頻発する。関門地域においても、特定のレトロ建築や市場の特定のコーナー、住宅街付近にある何気ないホットスポットが SNS で拡散される。このことで、周囲の静穏なエリアとの間に激しい摩擦が生じる。デジタル化された回遊性は、物理的なインフラ整備以上に、人々の意識や行動を瞬時に、かつ広範囲に変容させる力を持っている。これからの観光政策は、物理的な動線制御だけでなく、デジタル空間における情報の流れをいかにして「地域との調和」の方向へと導くかという、情報ガバナンスの視点が必要不可欠となる。

4. 考察：観光エリア拡大に向けた理論的枠組み

本章では、第 3 章における先行研究の横断的整理を受け、3 つの理論的枠組み（生活・共生型回遊性モデル、摩擦前提の合意形成プロセス、文化的真正性の維持）について考察

する。各節の議論は、普遍的な理論命題として展開するが、その都度、関門地域の具体的条件と照合することで、枠組みの射程と適用上の留意点を確認する構成をとる。

4.1. 商業的ロジックから地域ガバナンスへの転換

これまでの観光政策において、回遊性の向上は「いかに観光客を動かし、いかにお金を使わせるか」という、外発的・商業的な効率性に軸足が置かれてきた。しかし、関門地域のように生活圏と観光資源が重層的に重なり合う地域において、このロジックを押し通すことは、短期的には経済効果をもたらしても、長期的に地域社会の誇りと基盤を崩壊させる危険性が高い。我々に求められているのは、経済的効率性を至上命題とする「商業的ロジック」から、地域社会の自律性と持続可能性を核とした「地域ガバナンス」への抜本的な転換である。このような商業的ロジックから地域ガバナンスへの転換は、外部の行政や開発者によって上から押し付けられるものでなく、住民が主体となって観光のあり方を定義・管理していくという「内発的ガバナンス」の確立を意味する（鶴見, 1989）。

ここでいうガバナンスの転換とは、具体的には観光エリアの拡大や動線整備の意思決定プロセスにおいて、住民の「生活の質（Quality of Life: QOL）」を最優先の評価指標に据えることを意味する。この点において、関門地域は示唆に富む条件を備えている。第 2.1 節で確認したように関門地域は、両岸を結ぶ交通手段として関門連絡船・人道トンネル・路線バスが並存している。これらは、観光客の回遊という観点から有機的に統合されておらず、レンタサイクルの拠点整備も著しく遅れている。この課題を解決しようとする際、行政が陥りがちな失敗は、「観光客の利便性」を唯一の評価軸として整備計画を立案し、住民の日常動線への影響を事後的な調整事項として扱うことである。例えば、唐戸市場周辺から門司港方面への新たな自転車動線を整備する場合、観光客の回遊利便性の向上と同時に竹崎・新地地区住民の生活道路としての機能、高齢者の安全な歩行空間の確保、通学路としての静穏性という複数の評価軸を、計画の初期段階から並行して検討する必要がある。住民の QOL を制約条件として組み込んだ多軸評価の設計こそが、内発的ガバナンスの出発点となる。

川津（2015a）が提唱した回遊性モデルを、今後の実務に活かすのであれば、単なる「消費額の最大化」という単一の変数でなく、そこに住民の「受忍限度」や「生活満足度」という負の外部性を調整変数として組み込むべきである。観光客の流動性を高める施策が、住民の QOL を一定以上に低下させる場合には、たとえ経済的リターンが大きくとも、エリアの拡大にブレーキをかける、あるいは動線を分散させるといった制御が必要となる。

関門地域に即していえば、現時点における住民の「受忍限度」は、全域的なオーバーツーリズムとしてではなく、特定時期・特定場所への集中という形で既に部分的に顕在化している。「活き活き馬関街」開催日や年末年始の唐戸市場周辺における交通渋滞と歩行者の錯綜は、その典型である。この瞬間的過密は、現状において「一時的な不便」として住民に受容されている。ところが、エリア拡大によって年間の発生頻度と面的な広がりが増大すれば、Doxey モデルが示す「苛立ち」段階への移行を加速させる可能性が高い。したがって、関門地域においては、エリア拡大策を検討する際、少なくとも「特定時期の瞬間最大負荷」、「観光動線と生活動線の重複区間」、「住民の生活市場機能の残存度」という三指

標を事前に測定・公開する。これらが一定の閾値[注3]を超えた場合に動線の分散や時間帯制限を発動するという、段階的制御の仕組みを制度設計に組み込むことが求められる。

このような転換は、観光を「外から来る人へのサービス」として捉えるのでなく、「地域の価値を住民と共に守り、育むための共同事業」として再定義することを意味する。観光客の回遊が、住民にとって「一方的な侵害」ではなく、「地域の活性化やインフラ維持への貢献」として実感できるような仕組みづくりが、新たなガバナンスの基柱となるのである。ここでいう仕組みとは、例えば、観光収益の生活環境整備への還元や、住民優先の交通ルールの策定などである。

4.2. 「一枚岩ではない地域」における摩擦のマネジメント

観光まちづくりの現場や行政の計画書では、しばしば「地域住民の総意」や「地域一丸となって」という言葉が理想的なスローガンとして多用される。しかし、社会学的なフィールドワークの視点に立てば、地域社会が「一枚岩」であるという前提は、実態を反映しない「共同体幻想」に近い。Jurowski (2011) が明らかにしたように、観光地における住民の態度は、それぞれの社会的属性や経済的利害関係、場所への関わり方によって、驚くほど多層的かつ劇的に分断されている。

例えば、唐戸市場で働く商人は、観光客の増加と回遊性の向上を直接的な利益として歓迎する。一方、その近隣に住む住民は、騒音や交通の混雑をただのコスト（被害）として捉える。また、共働き家庭にとっては、観光客による公共交通の混雑が日常生活上の支障につながる。このように、エリア拡大に伴う摩擦は、住民一人ひとりの「立ち位置」によって異なる形で立ち現れる。

持続可能な観光エリア拡大を実現するための鍵は、「全員の賛成」という不可能な目標を掲げることではなく、地域内部に存在する多様な利害対立を前提とした「摩擦のマネジメント」を導入することにある。具体的には、計画の初期段階から「どのような摩擦が、具体的に誰との間に生じるか」という負の情報をあえて隠さず、徹底的に可視化し、対話のテーブルに乗せる「合意形成」の場が必要である。

この合意形成の場とは、例えばDMO（観光地域づくり法人）や市民協議会が事務局機能を担い、観光事業者・住民代表・行政・有識者が定期的に参加するマルチステークホルダー・フォーラムとして設定される方法が考えられる。ただし、この設定を関門地域に即して具体化する際には、他の地域に見られない構造的制約を正面から組み込む必要がある。

この合意形成の場を関門地域に設計する際、他の観光地と決定的に異なる条件として考慮しなければならない。それこそが、「県境による行政的分断」という構造的制約である。下関市（山口県）と北九州市（福岡県）は、観光振興予算の規模・所管部署・プロモーション戦略のいずれもが別々の都道府県の行政体系に属している。そのような両市が「関門海峡観光圏」として一体的な意思決定を行う制度的基盤は、現状において極めて脆弱である。1987年設置の「関門地域行政連絡会議」という協議枠組みは存在するものの、これは法的拘束力を持つ意思決定機関でなく、あくまで情報共有と調整の場に留まる。

この構造的制約を踏まえれば、関門地域における合意形成の場は、少なくとも二層の意

[注3] ここでいう閾値については、今後の研究によって明らかにする。ここでは、問題提起のみとする。

思決定単位として設計される必要がある。第一層は、唐戸エリア・唐戸商店街周辺・門司港エリアといった各「生活圏単位」での住民参加型協議体である。ここでは観光事業者・地元自治会・商店会・福祉関係者といった利害関係者が、エリア固有の摩擦（例：唐戸市場の観光市場化による生活市場機能の喪失、門司港レトロ周辺の駐車問題など）を俎上に載せる。第二層は、両市・両県の行政担当部署・観光 DMO・地域代表者が参加する「関門海峡広域観光調整会議（仮称）」であり、インフラ整備・二次交通・情報発信といった圏域横断的な課題を扱う。この二層構造において重要なのは、第一層の協議結果が第二層の意思決定に制度的に反映される「上向きの回路」を明示的に設計することである。さもなければ、広域の政策論議が現場の生活実感と乖離したまま進行するという、現状の繰り返しに陥ってしまう。

また、合意形成のプロセスにおいては、「全会一致」を到達目標とするのでなく、反対意見や懸念事項を透明に記録・公開したうえで「条件付き合意」として文書化し、定期的に見直す仕組みを制度設計に組み込むことが現実的である。特に関門地域の場合、「行政の境界」が「生活圏の境界」と一致しない。そのため、住民の実感に基づく生活圏単位での協議が、行政区分を超えた政策調整よりも先に立ち上がる可能性がある。この「下からの合意形成」を制度的に正統化する仕組みの設計が、次稿の実証研究における最重要課題の一つである。

後藤（2021, p.49）が提唱しているように、観光客を単なる「消費する他者」として外部に置くのでなく、地域の歴史やルールを共有し、尊重する「関係人口（一時的な住民）」として定義し直すことも有効な手段である。訪問者に対して地域のルール（静穏の維持やマナーの遵守）を明確に提示し、住民と訪問者の間に「互恵的な敬意」を醸成するための規範を策定する必要がある。

このルールの実効性については、近年全国の観光地で守られないことが問題となっている。このことからわかるように、規範の提示のみでは不十分である。その実効性を担保するためには、少なくとも次の 3 つのアプローチが必要と考えられる。第一に、罰則規定を伴う条例化（例：鎌倉市の観光地マナー条例的アプローチ）などの制度的強制力。第二に、観光事業者・ガイド・宿泊施設が来訪者へのルール説明を担う「柔軟な執行」の仕組み化。第三に、SNS を介した地域の「文化的規範の見える化」によって訪問者自身の自律的行動を促す情報設計である。これら三層の仕組みを組み合わせることで、罰則への依存を最小化しながら実効性を高めることが期待される。

このプロセスこそが、エリア拡大に伴う不可避な摩擦を「不快な衝突」から「建設的な調整」へと変え、住民の不満を納得感、さらには主体的なまちづくりへの参加へと導くのである。

4.3. 関門地域への示唆：文化的真正性の維持

関門地域が有する最大の競争力は、単なる古い建物の保存状態ではない。海峡と共に生きてきた人々の「多層的な生活の歴史」が今なお息づいているという点にある。門司港のレトロな洋風建築、下関の活気ある魚市場、それらを繋ぐ潮風の吹く坂道や路地裏には、明治、大正、昭和の記憶と、現代の日常がシームレスに混在している。これらのエリアを拡大・連結し、回遊性を高めようとする際、行政や開発者が最も注意深く避けるべきは、

観光客のステレオタイプな期待に応えようとするあまりの「テーマパーク化」である。

特定の歴史だけを強調し、住民の生活感を排除した「小綺麗な観光地」を演出することは、短期的には集客力を高めるかもしれない。しかし、観光学において MacCannell (1973) が論じたように、現代の観光客が切実に求めているのは、演出された舞台裏にある「真正性」である。住民がその地で誇りを持って生活し、文化を継承している「ありのままの姿」こそが、ニューツーリズムにおける最大の観光資源であり、魅力の源泉なのである。

生活文化を切り売りし、地域の歴史を観光客に分かりやすい物語へと矮小化するような過度な整備は、住民から「自分たちのまち」という実感を奪い、長期的にその場所が持つ唯一無二の磁力を自ら破壊することに他ならない。金崎（2019, p.53）は、「地域住民が大切にしてきた価値観を守りながら観光に関わることが、結果として観光客の体験の質を高め、地域経済に寄与する」と主張している。

関門地域におけるエリア拡大の最適解とは、観光客のために新しい「道」を切り開くことでなく、住民が大切にしてきた「地域文化」の尊厳を守りつつ、その隙間に観光客が謙虚に参加させてもらうような「控えめな回遊」の設計にある。例えば、海峡の向こう側に見える景色や、市場の喧騒、路地裏の静けさなど、それら住民の「日常」を壊してはならない。むしろ、観光客の流入を地域の文化継承やインフラ維持の原動力へと変換する「互恵的な関係性」の構築こそが、関門地域の未来を切り拓くことになる。

5. おわりに

本稿では、観光エリアの拡大と「回遊性」向上が地域社会にもたらす構造的課題を関門地域（山口県下関市・福岡県北九州市）に参照基準として置いた。そのうえで、既往研究の横断的整理を通じて理論的に考察した。本稿が提示した理論的貢献は、以下の 3 点に整理される。

第一の貢献は、「生活・共生型回遊性モデル」という概念的枠組みの提示である。「回遊性」概念は、その起源を商業研究に持ち、「消費増大」との正の相関を前提とした「消費促進型モデル」として観光政策に転用されてきた。本稿は、この系譜を批判的に検討し、観光地が「閉じられた商業施設」ではなく住民の生活が継続する「開かれた生活圏」であるという根本的差異を析出した。そのうえで、住民の生活満足度と「受忍限度」を制約条件として回遊性の施策評価に明示的に組み込む「生活・共生型回遊性モデル」への転換を提唱した。これは、従来の観光政策評価が「観光客の満足度」と「消費額」という二変数に偏重してきたことへの概念的対抗軸であり、本稿の主たる学術的新規性をなすものである。

第二の貢献は、「摩擦前提の合意形成プロセス」の設計原理の提示である。社会交換理論および Doxey のイリデックス・モデルの検討から、住民の観光受容態度は利害関係・場所への関与・時間的蓄積によって多層的に分断されることが確認された。したがって「地域の総意」という均質な主体を前提とした合意形成モデルは実態から乖離している。本稿は、地域内部の利害対立を「解消すべき障害」としてではなく「合意形成の出発資源」として積極的に可視化し、「条件付き合意」と「段階的再協議」を制度設計に組み込む「摩擦前提の合意形成プロセス」を提唱した。さらに関門地域の行政的分断という固有条件から、生活圏単位の第一層協議体と広域調整の第二層会議からなる二層構造の設計が有効であるこ

とを論じた。

第三の貢献は、関門地域固有の「予防的介入」論の提示である。Doxey モデルへの照合から、関門地域は現在「陶酔」と「無関心」の境界段階にあり、慢性的な住民被害が本格化する以前の段階にある。この時期における合意形成型ガバナンスの制度設計は、危機対応的な処方箋ではなく、観光エリア拡大の帰結を事前に制御する「予防的・設計的介入」として固有の意義を持つ。関門地域が抱える「生活空間の空洞化」という現象は、観光客が過剰流入するオーバーツーリズムと反対に、観光集積が特定拠点に固定化され周囲生活圏への波及が断ち切られることで住民の生活空間が縮小していくという、逆方向の問題である。しかし、その根本原因が商業的回遊性モデルへの偏重にある点で共通しており、本稿の理論的枠組みはこの問題の診断にも有効である。

今後の課題として、本稿で構築した理論的枠組みの実証的検証が不可欠である。次稿においては、関門地域における歩行者流動データの計測・SNSを活用したデジタル回遊行動の分析・住民意識調査の実施を組み合わせた実証研究を展開し、「生活・共生型回遊性モデル」の各変数を操作化するとともに、「摩擦前提の合意形成プロセス」の有効性を検証する。本稿の理論的枠組みが、関門地域の持続可能な観光まちづくりの実践に資するとともに、同様の構造的課題を抱える地方観光地への適用可能性を持つモデルとして精緻化されることが、今後の研究上の目標である。

引用・参考文献

Ap, J. (1992) “Residents' perceptions on tourism impacts”, *Annals of Tourism Research*, 19(4), pp.665-690

Amir F. A., Hafizan M. N. N., Anuar M. A. N., Asyraff A. M. (2022) “The Influence of Instagram Travel Content on Intention to Visit Tourist Destinations”, International Journal of Academic Research in Business and Social Sciences Vol.12 No.11, pp.730-747

Caron A. D. & Koster R. (2015) “Theoretical Perspective on Rural Tourism Development”, in Kelly S. Bricker & Holly Donohoe eds., “*Demystifying Theories in Tourism Research*”, CAB International, pp.46-63

Doxey, G. V. (1975) “A causation theory of visitor-resident irritants: Methodology and research inferences”, *The Impact of Tourism*, pp.195-198

Liu J., Wang C., Zhang C. (2024) “Exploring social media affordances in tourist destination image formation: A study on China’s rural tourism destination”, Tourism Management Vol.101, https://doi.org/10.1016/j.tourman.2023.104843 （最終閲覧日：2025 年 1 月 5 日）

Jurowski C. (2011) “Tourism Development and Destination Community Residents”, in Y. Wang & A. Pizam eds., “*Destination Marketing and Management: Theories and Applications*”, CAB International, pp.284-299

MacCannell, D. (1973) "Staged Authenticity: Arrangements of Social Space in Tourist Settings" *American Journal of Sociology*, Vol.79 No.3, pp.589-603

Wengel Y., Ma L., Ma Y., Apollo M., Maciuk K., Ashton S. A. (2022) “The TikTok effect on destination development: Famous overnight, now what?”, Journal of Outdoor Recreation and Tourism

Vol.37, https://doi.org/10.1016/j.jort.2021.100458 (最終閲覧日：2025 年 1 月 5 日)
明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（2016）「明日の日本を支える観光ビジョン　ー世界が訪れたくなる日本へ―」、観光庁
石井亮・鈴木孝男・松村健太郎・瀬戸寿一・柴崎亮介（2020）「観光地における回遊行動と ICT 活用に関する研究：GPS データを用いた回遊性の定量化」，『日本観光研究学会発表論文集』第 35 回，pp.121-124
梅川智也（2016）「『まち・ひと・しごと』の創生と観光　ー『地方創生』のジレンマと本特集の構成」、『観光文化』 230 号、公益財団法人 日本交通公社、pp.2-6
大社充（2008）「体験交流型ツーリズムの手法　ー地域資源を生かす着地型観光」，学芸出版社
竹内裕二（2024）「関門地域の観光に焦点を当てた現状整理と課題についての考察」、『関門地域研究』Vol.31、関門地域共同研究会、pp.1-17
川崎健（1955）「伊豆、小笠原および東北海区におけるカツオの移動および成長について」、『東北海區水産研究所研究報告』(4)、東北海區水産研究所、pp.101-119
金崎賢希（2019）「地方創生と観光　―観光を活用した持続的なまちづくり―」、『産研論集』第 46 号、関西学院大学、pp.51-57
川津昌作（2015a）「都市の回遊性と消費者行動に関する考察」、『名古屋学院大学論集 社会科学篇』第 51 巻 第 3 号、名古屋学院大学、pp.177-192
川津昌作（2015b）「都市の回遊性の概念化に関する考察」、『日本不動産学会誌』第 29 巻 第 1 号、日本不動産学会、pp.95-104
観光庁（2018）「平成 30 年度版　観光白書」、国土交通省
後藤健太郎（2021）「地域におけるまちづくりと観光の関係に関する研究　–近江八幡における川端五兵衛氏の観光に関する言説を通じて-」、『観光研究』Vol.33 No.1、日本観光学会、pp.49-62
須賀忠芳（2017）「文化資源を活用した観光施策展開の意義とその課題　–京都府舞鶴市を事例に-」、『日本国際観光学会論文集』第 24 号、日本国際観光学会、pp.43-53
鈴木優伽・伏見卓恭・斉藤和巳・風間一洋（2015）「回遊行動モデルに基づく重要観光スポット抽出法」、『情報社会学会第 77 回全国大会講演論文集』2015(1)、情報処理学会、pp.259-260
崔載弦（2023）「観光の構造的問題とオーバーツーリズムの概念に関する研究」、『日本国際観光学会論文集』　第 30 号、日本国際観光学会、pp.103-110
鶴見和子（1989）「内発的発展論の系譜」、鶴見和子・川田侃（編）『内発的発展論』、東京大学出版会、pp.3-41
橋本和也（2018）『地域文化観光論　―新たな観光学への展望―』、ナカニシヤ出版
文化庁（2015）「『日本遺産（Japan Heritage）』について」、https://www. bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/（最終閲覧日：2026 年 4 月 7 日）
文化庁 文化財部 伝統文化課（2016）「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020 の策定について」、報道発表　平成 28 年 4 月 26 日、文化庁
望月徹（2020）「『着地型観光』における地域主体性に関する一考察について」、『日本国際観光学会論文集』第 27 号、日本国際観光学会、pp.133-142

【原著論文】

地域包括支援センターにおける
組織間ソーシャル・キャピタル測定項目の検討
―ヤングケアラー支援を文脈として―

Examination of Inter-Organizational Social Capital Measurement Items in Community Comprehensive Support Centers
―Context of Young Carer Support―

小村　有紀[1]　楠山　大暁[2]
Yuki Komura[1]　Hiroaki Kusuyama[2]

[1]下関市立大学 経済学部 公共マネジメント学科
[1]Department of Public Management, Faculty of Economics, Shimonoseki City University
[2]新潟医療福祉大学 心理・福祉学部 社会福祉学科
[2]Department of Social Welfare, Faculty of Psychological Sciences and Social Welfare, Niigata University of Health and Welfare

要旨

ヤングケアラー支援には多機関連携が重要だが、準行政機関の組織間 SC の次元構造は未解明であった。そこで、本研究は、地域包括支援センターと外部関係機関との組織間ソーシャル・キャピタル（SC）の測定項目を作成し、その構成構造を探索的に検討することを目的とする。

本研究では、Nahapiet and Ghoshal（1998）の 3 次元モデルに基づき 14 項目を作成し、新潟県内のセンター職員を対象に調査を実施した。探索的因子分析の結果、3 因子 13 項目が抽出され、理論的枠組みと概ね対応する因子構造が確認された。各因子の信頼性も確保されており、組織間関係の文脈における SC 測定の基盤が示されるとともに、連携体制の診断・強化に向けた実践的含意が提示された。

キーワード：ソーシャル・キャピタル、地域包括支援センター、ヤングケアラー、多機関連携、探索的因子分析

Abstract

Although multi-agency collaboration is essential for young carer support, the dimensional structure of inter-organizational social capital (SC) in quasi-governmental agencies remains underexplored. This study therefore aims to develop measurement items for inter-organizational SC between Community Comprehensive Support Centers and their external partner agencies, and to explore its underlying structure.

Based on the three-dimensional model of Nahapiet and Ghoshal (1998), 14 items were developed and a survey was administered to Center staff in Niigata Prefecture. Exploratory factor analysis extracted a three-factor, 13-item structure that largely corresponded to the theoretical framework. The reliability of each factor was also confirmed. These findings provide a foundation for measuring SC in inter-organizational contexts and offer practical implications for diagnosing and strengthening collaborative arrangements.

Keywords: social capital, Community Comprehensive Support Center, young carers, multi-agency collaboration, exploratory factor analysis

1.はじめに

2024 年、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラー（以下、YC）が国・地方公共団体等の各種支援に努めるべき対象に初めて法的に明記された（こども家庭庁, 2024）。この法改正に先立ち、2020 年 12 月から 2021 年 2 月にかけて全国規模の実態調査が実施され、中学 2 年生の 5.7%、全日制高校 2 年生の 4.1%、定時制高校 2 年生相当の 8.5%、通信制高校生 11.0%がそれぞれ家族のケアを担っていることが報告されている（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2021）。同調査ではあわせて、世話をしているために、やりたいけれどできていないこととして、「自分の時間が取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、「友人と遊ぶことができない」といった困難を抱えている実態も明らかにされた[注1]。YC に係る問題は、家族が抱える疾病、障害、貧困、孤立等の課題が複合的に絡み合うところに特徴があり、個別の機関や専門職による対応だけでは限界がある。厚生労働省・文部科学省によるヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム（2021）が、関係機関の相互連携による切れ目のない支援体制の構築を強く求めたのも、そうした問題構造を踏まえてのことである。

多機関連携の結節点として期待される機関のひとつが、地域包括支援センター（以下、センター）である。センターは介護保険法第 115 条の 46 に基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置する施設である。高齢者支援を主軸としながらも、日常業務のなかで YC の存在に気づきうる立場にあることから、センターが教育機関、行政機関、医療・福祉施設、民間・住民組織等と実質的な連携関係を築けるかどうかは、YC 支援の実効性に直結する問題である。

では、機関間の連携の質を左右するものは何か。本研究はこの問いに対して、ソーシャル・キャピタル（以下、SC）の概念からアプローチする。SC は、Coleman（1988）が社会構造に内在しアクターの行為を促進する資源として概念化し、Nahapiet and Ghoshal（1998）が構造的次元・関係的次元・認知的次元の 3 次元に体系化したものである。Nahapiet and Ghoshal のモデルは、企業間の協働ネットワーク（Macke et al., 2010）や公共組織の業績分析（Andrews, 2010）に適用され、SC が組織的成果を左右する資源として実証的に支持されてきた（詳細は第 2 章で述べる。）。ただし、これらの先行研究は民間企業の組織内部や企業間関係、あるいは公共組織単体や公共組織と地域コミュニティ間関係を対象としたものが中心であり、準行政機関が外部の多様な機関と形成する組織間関係にこのモデルを適用した研究は、管見の限り見当たらない。加えて、先行研究では理論上の 3 次元構造が実証的に安定しているとは限らないことも指摘されており（Fandiño et al., 2015）、SC の次元構造は測定対象となる組織の文脈に依存する可能性がある。YC 支援のように、対人援助専門職が領域を越えて連携する場面での組織間 SC がどのような構造をとるのかは、未だ明らかにされていない。

注[1] 同調査によれば、中学 2 年生・全日制高校 2 年生・定時制高校 2 年生相当では「特にない」が最多であったのに対し、通信制高校生では「自分の時間が取れない」（40.8%）が最多であった。「自分の時間が取れない」は他の学校種でも中学 2 年生 20.1%、全日制高校 2 年生 16.6%、定時制高校 2 年生相当 19.4%と上位に位置する。一方で、項目間の順位は学校種によって異なり、たとえば中学 2 年生・全日制高校 2 年生では「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」（それぞれ 16.0%、13.0%）が次に高いのに対し、通信制高校生では「友人と遊ぶことができない」（30.6%）が次に高い。

以上を踏まえ、本研究では、まず、センターと外部関係機関の間に形成される組織間 SC を測定するための質問項目を作成する。その上で新潟県内のセンターを対象として質問項目に基づいたアンケート調査を実施する。さらに、得られた調査結果に基づいて探索的因子分析を行うことによりその構成構造を検討する。Nahapiet and Ghoshal（1998）の 3 次元モデルを質問項目設計の理論的出発点とするが、特定の因子構造を前提とせず、YC 支援の文脈においてデータから帰納的に構造を導く方針をとる。なお、本研究は予備調査としての位置づけにあり、質問項目の構成構造を探索的に検討することを目的としている。

本研究の意義は、Nahapiet and Ghoshal モデルの適用範囲を準行政機関の組織間関係に拡張し、SC の次元構造について、文脈を踏まえた実証的知見を加える点にある。あわせて、多機関連携の基盤となる組織間 SC を可視化するための測定項目を開発することは、連携体制の診断や強化に向けた実践的な含意をもちうる。本稿の構成は以下のとおりである。第 2 章では SC の理論的枠組みと先行研究を概観し、本研究の位置づけを示す。第 3 章では調査の方法と分析結果を報告し、第 4 章で考察を行う。

2.先行研究

2.1.社会的背景

2024 年度より開始された第 9 期介護保険事業計画期間に係る基本指針において、初めて地域包括支援センターを活用した YC 支援の推進が明記されたことは、我が国の高齢者福祉政策における重要な転換点であるといえる。これまで YC 支援は、主として子ども・若者支援や教育分野の課題として位置づけられる傾向が強かった。しかしながら、実際には要介護高齢者を家族として抱える世帯において、子どもが日常的に介護や家事、情緒的支援を担っている事例も少なくない。このような実態を踏まえ、介護保険制度を基盤とする高齢者福祉分野においても、YC 支援を明確に位置づける必要性が高まってきたのである。

基本指針では、YC を支援している関係機関とセンターとの連携をはじめ、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化について、市町村介護保険事業計画に具体的取組を定めることの重要性が示された（厚生労働省, 2024）。すなわち、単に理念として YC 支援を掲げるにとどまらず、地域レベルで実効性のある体制整備を図ることが求められているのである。特にセンターは、高齢者本人のみならず、その家族を含めた包括的支援を担う中核機関として位置づけられており、家族内でケアを担う子どもの存在にも目を向ける役割が期待されている。

YC の早期発見と適切な支援の実現には、介護保険を含む高齢者福祉分野の機関と、学校などの教育機関との連携が不可欠である。なぜなら、YC は家庭内でケアを担っていることが多く、外部からは把握しにくい存在である一方で、学校生活の中でその兆候が現れることも少なくないからである。したがって、教育現場における気づきと、福祉分野における専門的支援を結びつける仕組みの構築が求められる。

しかしながら、楠山ほか（2025）が指摘するように、これまでセンターと教育機関との間には十分な連携がとられてこなかった。その背景には、制度的所管の違いや専門職文化の相違、情報共有に関する倫理的配慮、さらには YC 概念そのものの認知不足など、複数の要因が存在すると考えられる。

その結果として、地域包括支援センターによるYC支援の実績がこれまでほとんどなかったことにつながっていると考えられる（愛媛県, 2023；宮崎県, 2024）。このような現状を踏まえると、単なる制度的要請だけではなく、実質的な連携基盤の形成が不可欠であることが明らかである。

今後、センターと教育機関をはじめとする関係機関との連携の在り方を検討する上で重要となる概念が、組織間SCである。組織間SCの詳細は次節で議論するが、組織間における信頼、共有された規範、ネットワーク構造、相互期待といった社会関係資源を指し、協働の円滑化や情報共有の促進に資する要素とされる。形式的な連携協定や会議体の設置のみでは、実効的な支援体制は構築されない。日常的な対話や相互理解を通じて醸成される信頼関係こそが、機関間の壁を越えた協働を可能にする基盤となる。そのため、YC支援の推進においても、センターと外部関係機関との間にいかなる組織間SCが形成されるべきかを実証的に把握することが重要となる。

さらに、組織間SCの水準は、個々の職員の経験やネットワークだけでなく、組織文化や地域の歴史的背景、既存の協働実践の蓄積とも深く関連していると考えられる。したがって、その構成要素を明確化することは、単なる現状把握にとどまらず、どのような働きかけが連携強化に有効であるのかを示唆する点でも意義を有する。そこで次節では、SCの概念整理および組織分析への理論的展開について検討する。

2.2. ソーシャル・キャピタルの概念と組織分析への展開

Coleman（1988）は、SCを社会構造がアクターの行為を促進する機能に着目して定義した。すなわち、SCとは「単一の実体ではなく、2つの要素を共有するさまざまな実体の総称であり、それらはすべて社会構造のある側面から成り立ち、その構造内にいるアクターの特定の行為を促進するもの」である（Coleman, 1988）。Colemanはその主要な形態として、義務と期待、情報チャネル、および社会規範の3つを提示し、とりわけネットワークの閉鎖性が規範の形成と信頼の維持を可能にする構造的条件であることを論じた。このclosureの概念は、組織における協調行動の基盤を理解するための重要な概念として、その後の組織的SCの研究に広く継承されている。

SCの概念はColemanに限らず、Bourdieu（1986）が経済資本・文化資本と並ぶ資本の一形態として位置づけ、Putnam（1993=2001, 2000=2006）が市民的関与との関連で論じるなど、多様な学問的系譜のもとで展開されてきた。また、経済行為が社会的関係のネットワークに埋め込まれているとするGranovetter（1985）の議論は、SCを理解する理論的基盤を提供した。

これらの議論を踏まえ、SCを組織分析の理論的枠組みへと展開したのがNahapiet and Ghoshal（1998）である。彼らはSCを「個人もしくは社会的単位が保有する関係性のネットワークに埋め込まれた、あるいはそこから利用可能かつ派生する、実際的および潜在的な資源の総体」と定義し（Nahapiet and Ghoshal, 1998）、SCが知識の交換と結合を通じて知的資本の創造を促進し、「組織的優位性」をもたらす過程を体系化した。そして、この枠組みの中核をなすのが、SCを3つの次元に分類する多次元モデルである。構造的次元は、アクター間のつながりの全体的なパターン、すなわちネットワーク・タイの有無、密度・連結性・階層性といったネットワークの構成、および流用可能な組織を含む。関係的次元は、関係性を通じて創造され活用される資産であり、信頼、規範、義務と期待、アイデンティティと同一化から構成される。認知的次元は、当事者間で共有された表象、解釈、および意味の体系を提供する資源であり、共有された言語・コード、共有された物語がその中核をな

す。Nahapiet and Ghoshal（1998）自身が述べているように、これら 3 つの次元は分析上の概念的区別であり、実際には複雑かつ重要な形で相互に関連し合っている。

Nahapiet and Ghoshal のモデルは本来、企業内部における知的資本の創造を説明するものであったが、その後、独立した組織間の関係にも適用が試みられている。Macke, Vallejos, and Toss（2010）は、ブラジルの中小企業が形成する協働ネットワークを対象に、3 次元モデルに基づく組織間 SC 測定ツールを開発した。質的調査と量的調査の双方を通じて構成された項目は、ネットワーク参加企業間の信頼、情報交換、共通目標などを捉えるものであり、SC の概念が組織内の人的関係にとどまらず、独立した組織間の協働関係にも適用可能であることが示唆される。さらにブラジルのワイン産業クラスターを対象とした実証研究では、3 次元すべてと競争力の間に有意な正の相関が確認され、その背景には、情報共有の媒介機能があると考えられており（Macke et al., 2010）、組織間連携の成果に関連する資源としての SC の機能が実証的に支持されている。

公共セクターへの適用としては、Andrews（2010, 2011）がイングランドの地方自治体を対象に、Nahapiet and Ghoshal モデルに基づく SC 測定を行っている。Andrews（2010）の分析では、関係的次元と認知的次元がサービス・パフォーマンスと正の関連を示した一方、構造的次元はパフォーマンスとの関連が確認されなかった。なお、これらの各次元が高い相関を持つことが先行研究で指摘されていることを踏まえ、Andrews（2011）の分析では、主成分分析を用いて 3 次元を統合し、3 つの変数の分散の約 64%を説明する 1 因子構造の単一指標を作成して検証を行っている。さらに、保健・福祉領域における組織間 SC への適用としては、Kazlauskaitė et al.（2025）が、リトアニアの高齢者長期ケアに関わる公的・民間・非政府組織の従事者を対象に、SC が組織間の知識・情報移転を促進するか否かを検討している。分析の結果、構造的次元と関係的次元は知識・情報移転と正の関連を示したものの、認知的次元の独立した効果は確認されず、Andrews とは異なる次元において有意に影響を及ぼさないことが確認された。すなわち、どの次元が有効に機能するかは分析レベルや組織文脈によって異なり、この不均一性のパターン自体が文脈に依存しうることが示唆される。

こうした理論的に想定される 3 因子構造は実証研究では必ずしも明確に支持されていない。Fandiño et al.（2015）は、同じく Nahapiet and Ghoshal モデルに基づく組織的 SC 尺度の開発において、確認的因子分析の結果、3 因子モデルでは認知的次元の妥当性・信頼性がいずれも基準を下回り、認知的・関係的次元を統合した 2 因子モデルでも因子間相関が 1 に近く弁別妥当性が成立しなかったため、最終的に 1 因子モデルを採択した。この過程で認知的次元の項目が関係的次元に「溶け込む」傾向が観察されている。もっとも、Gannon and Roberts（2020）が欧州 15 か国の大規模調査データを用いた研究で示したように、実証分析において SC のボンディング・ブリッジング、信頼などの多次元性を無視して狭い代理変数に縮約することは、誤った結論を導く危険がある。Nahapiet and Ghoshal（1998）自身が 3 次元の相互関連性を認めていることを踏まえれば、尺度開発において次元が明確に弁別されない結果が生じることは理論的に想定される一方で、それを根拠に多次元性そのものを棄却することは適切ではない。したがって、特定の組織文脈においてどの次元が弁別可能な構成因子として経験的に抽出されるかは、あらかじめ定めることのできない実証的課題として残されている。

2.3.本研究の位置づけ

以上の先行研究を概観すると、Nahapiet and Ghoshal の 3 次元モデルは、民間企業の組織内部（Nahapiet and Ghoshal, 1998；Fandiño et al., 2015）、企業間協働ネットワーク（Macke et al., 2010）、公共組織の内部（Andrews, 2010）、さらには高齢者ケア領域の組織間関係（Kazlauskaitė et al., 2025）と、多様な文脈において適用されてきた。これらの研究群が共通して示しているのは、第 1 に、SC が組織的な成果や連携の質を規定する資源として機能しうること（Andrews, 2010; Kazlauskaitė et al., 2025；Macke et al., 2010）、第 2 に、理論的に想定される 3 次元が実証的に安定した因子構造として再現されるとは限らず、次元間の関係は時間経過に応じて動的に変化しうること（Fandiño et al., 2015；Gannon and Roberts, 2020 ； Steinmo and Rasmussen, 2018）、の 2 点である。後者の知見は、SC の次元構造が測定対象の組織文脈に依存しうることを示唆しているが、この文脈の依存性を正面から検討した研究は限られている。とりわけ、準行政機関が外部の多様な関係機関と構築する組織間関係にこのモデルを適用した研究成果は十分に蓄積されていない。センターは、市町村が設置する地域の総合相談機関であり、YC 支援のような複雑な生活課題への対応においては、教育・福祉・医療等の領域横断的な連携が重要となる。こうした関係機関間の SC の蓄積状況が支援の質を左右しうることを考えれば、センターと外部関係機関の間に形成される SC の構成構造を明らかにすることは、多機関連携を促進するための実証的基盤を提供するものと考えられる。

本研究では、先行研究の知見を踏まえ、Nahapiet and Ghoshal の 3 次元モデルを質問項目設計の理論的出発点としつつも、特定の因子構造を前提とせず、探索的因子分析によりデータに即して構造を検討する。

3.分析

3.1.アンケート調査の概要

本研究の調査対象は新潟県内に所在するセンターに勤める 3 職種（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）である。本研究で調査対象を新潟県内とした理由は以下のとおりである。新潟県は南北に長く、主に上越、中越、下越、佐渡の 4 つの地域に分けることができる。その中で、新潟市のような政令指定都市を有する一方で、中山間地域・離島的条件を有する地域までを包含している。このような地域内の多様性により、都市型のセンターと小規模なセンターを分析の対象とすることが可能であり、地域条件の違いに起因する YC 支援の認識・対応・連携構造の差異が分析結果に反映されることが期待される。

厚生労働省の「地域包括支援センター運営状況」によれば、このような地域的特性を持つ新潟県内では、2024 年時点で、119 ヶ所 550 人の専門職が業務に就いている。本研究ではこの 550 人を母集団とみなす。この母集団に対して以下の層化 2 段抽出に基づいてアンケート用紙を送付する対象者を選定した。

母集団を 550 人とした場合、母集団が小さいので有限母集団補正の考えに基づいて、信頼度 95%、許容誤差±7.0%のもとで、必要回収数を 145 枚とした。回収率 50%として、アンケート用紙送付対象者数を 290 人とする。まず、新潟県内を上越、中越、下越、佐渡の 4 つの地域に分けたうえで、国勢

調査人口の比率に応じて、上越地方から 8 ヶ所、中越地方から 21 ヶ所、下越地方から 35 ヶ所、佐渡地方から 4 ヶ所の地域包括支援センターを選定した。

アンケート用紙は 2025 年 11 月 14 日に各センター宛に発送し、回答期限を同年 12 月 10 日とした。アンケートへの回答は用紙の返送によるものと、QR コードを読みこんでデータでの回答によるものとした。有効回答数は 114 件で回収率は約 40%であった。

回答者の属性等は表 1 および表 2 のとおりであった。なお、国家資格保有状況については 1 人で複数の国家資格を保有可能なので合計は有効回答数に一致しない。

3.2.調査変数

SC を測る尺度として、先に議論した先行研究を参考にしながら以下の 14 の質問項目を作成した。2.2 で議論したとおり、組織間 SC を測る次元として理論的に考えられるのが関係的次元、構造的次元、認知的次元である。表 3 にはアンケートの質問内容を示している。あわせてその質問によって測られることが想定される次元を示している。なお、表 3 に示した次元は 2.2 で議論した先行研究に依拠して想定されている。アンケートでは以下の質問について、教育機関、行政機関、医療・福祉施設、民間・住民組織(民生委員、NPO、ボランティア等)の 4 つの関係機関に対して、それぞれ「全くそう思わない・あまりそう思わない・どちらともいえない・ややそう思う・非常にそう思う」の 5 件法で回答を求めている。なお、分析に際しては、「全くそう思わない」に 1、「あまりそう思わない」に 2、「どちらともいえない」に 3、「ややそう思う」に 4、「非常にそう思う」に 5 を付してデータ化している。

各質問は 4 つの関係機関に関して回答することになっているため、有効回答数 114 件を Long 形式に変換し 456 件（114 名×4 機関種別）を得た。このうち、分析対象項目に欠損値を含む 30 件を除外し、426 件を分析対象とした。

表 1　回答者の属性

	20・30 代	40 代	50 代	60 代以上	回答なし	計
男性	7	8	10	2	－	27
女性	23	24	25	11	1	84
回答なし	1	1	1	－	－	3

出典：アンケート調査より作成

表 2　国家資格保有状況

国家資格	人数
主任介護支援専門員	41
社会福祉士	54
保健師	27

出典：アンケート調査より作成

表 3　調査変数

質問番号	質問内容	想定される次元
Q15	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターと次に示す機関の間で、情報（個人情報を除く）の交換は行われると思いますか。	構造的次元
Q16	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターと次に示す機関は、ヤングケアラー支援に関する事例検討会などの組織的な活動を共同で企画・実施しますか、または企画・実施の予定はありますか。	構造的次元
Q17	もし、貴センターがヤングケアラー支援に関してアセスメントやモニタリング等を行う場合、必要に応じて次に示す機関の適切な担当者に容易にアクセスできますか。	構造的次元
Q18	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターは次の機関とどの程度の頻度で連絡をとりたいですか。	構造的次元
Q19	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターと相手機関のメンバーは、各機関の支援目標よりもヤングケアラーに対する最善の支援目標を優先して考え行動することができると思いますか。	関係的次元
Q20	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターは次の機関をどの程度信頼していますか。	関係的次元
Q21	もしヤングケアラー支援に関する次に示す機関との会議や協議の場があるとしたら、貴センターの担当者は、たとえ相手機関の多数派と意見が異なる場合でも、自身の意見を率直に述べることができると思いますか。	関係的次元
Q22	もし貴センターがヤングケアラー支援で困難なケースに直面したら、次に示す機関に協力を求めることができると思いますか。	関係的次元
Q23	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターと相手機関との間で、組織の違い（専門性、手続き、組織文化など）があっても、それらの違いを乗り越えて効果的な連携を実現できると思いますか。	関係的次元
Q24	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、公式な連携活動（会議、共同事業など）において、貴センターは相手機関と同じチームの一員であると感じることができると思いますか。	関係的次元
Q25	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターと次に示す機関のメンバーは、支援におけるミッション・価値・目標が明確に理解され共有されていると思いますか。	認知的次元
Q26	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、次に示す機関から提案される会議や研修などに対して、貴センターの担当者の参加意欲は高いと思いますか。	認知的次元
Q27	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターと次に示す機関は、共有された支援の目標達成に向けて集中して取り組むと思いますか。	認知的次元
Q28	もしヤングケアラー支援を行うこととなったら、貴センターと次に示す機関は、支援に関する専門用語や概念について共通の理解ができていると思いますか。	認知的次元

出典：アンケート調査より作成

3.3.探索的因子分析

本研究の目的は、先行研究に基づいて作成された Q15 から Q28 の質問項目のうち、センターの SC を測定するものとして妥当性を有しているかを探ることにある。その上で、妥当性を有している項目が、2.2 で議論した構造的次元、関係的次元、認知的次元のうち、どの次元に分類されるかを探索的因子分析によって明らかにすることにある。

まず、因子分析の適用可能性を確認するため、Kaiser-Meyer-Olkin(KMO)検定および Bartlett 検定を実施する。

因子の抽出方法は最尤法を用いることとし、因子構造を解釈しやすくするためにプロマックス法による因子軸の回転を行う。さらに抽出された各因子について、項目の均質性を確認するためクロンバックの α 係数を算出し、α≧.70 を信頼性の基準とする。また、因子数の決定に際しては BIC(ベイズ情報量基準)を用いる。

3.4.分析結果

3.4.1.因子数の決定

因子分析の適用可能性を確認するため、Kaiser-Meyer-Olkin（KMO）検定および Bartlett の球面性検定を実施した。KMO 値は 0.925 であり、因子分析の適用が適切であることが示された。また、Bartlett の球面性検定の結果も $\chi^2(91) = 3305.70$、$p<0.001$ と統計的に有意であり、相関行列が単位行列でないことが確認された。

因子数の決定にあたっては、固有値基準、スクリープロット、および BIC（ベイズ情報量基準）を総合的に検討した。表 4 に 14 項目での適合度指標の比較結果を示す。

表 4　適合度指標の比較（14 項目）

Factors	BIC	AIC	備考
1	695.548	638.786	
2	452.367	342.897	
3	406.118	247.995	BIC 最小
4	418.353	215.631	Heywood case

出典：アンケート調査より作成

BIC は値が小さいほどモデルの適合度が高いことを示す。表 4 より、14 項目での分析では 3 因子モデルの BIC が 406.12 と最も小さく、統計的に最適であることが示された。なお、4 因子モデルでは Heywood case（独自性が 0 または負の値となる計算上の異常）が発生し、解が不適切であった。スクリープロットにおいては、第 1 因子の固有値が高く、第 2 因子以降は緩やかに低下するパターンが認められた。固有値が 1 を上回る因子数は 4 であったが、上述のとおり 4 因子モデルは不適切であり、BIC によるモデル比較を主たる判断基準として 3 因子解を採用した。

次に、個別の項目の検討を行った。Q26（参加意欲）は、3 因子モデルにおいていずれの因子に対しても十分な因子負荷量を示さず（第 1 因子：0.142、第 2 因子：0.106、第 3 因子：0.317）、3 つの次元のいずれにも明確に帰属しなかった。このことは、Q26 が本尺度の測定対象である SC の構造的・認知的・関係的次元を測定できていない可能性を示唆している。そこで、Q26 を分析から除外し、13 項目による 3 因子モデルを最終的な因子構造として採用することとした[注2]。

注2 なお、Q26 削除後の 13 項目においても、KMO 検定および Bartlett の球面性検定の結果、因子分析の適用可能性は維持された。

表 5　適合度指標の比較（13 項目・Q26 削除後）

Factors	BIC	AIC	備考
1	652.515	599.807	
2	402.994	301.633	
3	355.090	209.130	BIC 最小
4	367.099	180.594	Heywood case

出典：アンケート調査より作成

3.4.2.探索的因子分析の結果

Q26 を除く 13 項目に対して、最尤法・プロマックス回転による探索的因子分析を実施した。表 6 にプロマックス回転後の因子パターン行列を示す。因子負荷量が最大の因子に各項目を帰属させた結果、3 因子が抽出された。

表 6　プロマックス回転後の因子パターン行列（13 項目）

	Factor 1	*Factor 2*	*Factor 3*	*Uniqueness*
Q15	.813			.341
Q 16	.762			.419
Q 17	.739			.398
Q 18	.535			.502
Q 22	.471			.386
Q 27		.698		.371
Q 20		.608		.428
Q 25		.596		.224
Q 28		.520		.531
Q 19		.425		.526
Q 24			.828	.209
Q 21			.568	.595
Q 23			.557	.348
α	.863	.854	.796	

出典：アンケート調査より作成

注）最尤法・プロマックス回転。n=426。

3.4.3.因子の命名

第 1 因子は、Q15（情報交換）、Q16（共同企画・実施）、Q17（担当者へのアクセス）、Q18（連絡頻度）、Q22（協力要請）の 5 項目から構成された。これらは、組織間のネットワーク構造、すなわち「つながりの形」に関する項目であり、情報のやり取り、連絡の取りやすさを反映している。Nahapiet and Ghoshal（1998）の理論的枠組みにおける構造的次元に相当すると解釈し、「構造的次

元」と命名した。なお、Q22（協力要請）は理論的には関係的次元に分類される項目であったが、本分析では構造的次元に帰属した。この点については考察において検討する。

第 2 因子は、Q19（最善の支援目標の優先）、Q20（信頼度）、Q25（ミッション・価値・目標の共有）、Q27（目標達成への集中）、Q28（専門用語・概念の共通理解）の 5 項目から構成された。これらは、組織間で共有される理解や価値観に関する項目であり、共通目標への集中、支援理念の共有、専門用語の共通理解を反映している。Nahapiet and Ghoshal（1998）の認知的次元に相当すると解釈し、「認知的次元」と命名した。ただし、Q20（信頼度）は理論的には関係的次元の中核的概念であるが、本分析では認知的次元に帰属した。また、Q19（最善の支援目標の優先）は因子負荷量が 0.425 と相対的に低い値を示した。

第 3 因子は、Q21（率直な意見表明）、Q23（組織の違いの超克）、Q24（チームの一員感）の 3 項目から構成された。これらは、組織間の関係性の質、すなわち帰属意識、率直なコミュニケーション、組織間の障壁を超える姿勢に関する項目である。Nahapiet and Ghoshal（1998）の関係的次元に相当すると解釈し、「関係的次元」と命名した。Q24（チームの一員感）は因子負荷量が 0.828 と最も高く、この因子の中核的な指標であることが示された。

3.4.4.信頼性の検討

各因子の内的整合性を検証するため、Cronbach's α 係数を算出した。第 1 因子（構造的次元：Q15、Q16、Q17、Q18、Q22）では α=.863、第 2 因子（認知的次元：Q19、Q20、Q25、Q27、Q28）では α=.854、第 3 因子（関係的次元：Q21、Q23、Q24 の 3 項目）では α=.796 であった。いずれの因子も本研究で設定した信頼性の基準（α≧.70）を満たしており、各因子を構成する項目群の内的整合性は十分に確保されていると判断できる。

3.4.5.分析結果の小括

以上の分析結果から、センターにおける YC 支援に関する関係機関との社会関係資本は、構造的次元（5 項目）、認知的次元（5 項目）、関係的次元（3 項目）の 3 因子 13 項目によって測定できることが示された。この因子構造は、Nahapiet and Ghoshal（1998）が提示した SC の 3 次元モデル（構造的・関係的・認知的）と概ね一致するものである。

ただし、いくつかの理論と異なる項目配置が確認された。第一に、Q22（協力要請）は理論的には関係的次元に分類されるが、構造的次元に帰属した。第二に、Q20（信頼度）は関係的次元の中核的概念であるにもかかわらず、認知的次元に帰属した。第三に、Q19（最善の支援目標の優先）は認知的次元に帰属したものの、因子負荷量が 0.425 と相対的に低い値を示し、質問文の改善が課題として残された。これらの点については、次節の考察において理論的意義とあわせて検討する。

4.考察

本研究では、新潟県内のセンターの職員を対象とした質問紙調査データにより、センターと教育機関・行政機関・医療福祉施設・民間住民組織という外部関係機関との間に形成される組織間 SC の構成構造に焦点を当て、YC 支援の文脈における質問紙項目の作成のために探索的因子分析を行った。

実証分析の結果、以下の点が明らかとなった。第 1 に、KMO 値 0.925 および Bartlett 検定の有意性が確認され、因子分析の適用可能性が支持された。BIC によるモデル比較の結果、Q26（参加意欲）を削除した 13 項目による 3 因子モデルが最適と判断された（BIC=355.09, AIC=209.13）。第 2 に、抽出された 3 因子は、Nahapiet and Ghoshal（1998）の理論的枠組みにおける構造的次元（5 項目、α=.863）、認知的次元（5 項目、α=.854）、関係的次元（3 項目、α=.796）に概ね対応するものであった。第 3 に、一部の項目が理論的に想定された次元とは異なる因子に帰属した。具体的には、Q19（最善の支援目標）、Q20（信頼度）がそれぞれ関係的次元ではなく認知的次元に、Q22（協力要請）が関係的次元ではなく構造的次元にそれぞれ負荷した。

続いて、これらの結果について考察する。3 因子モデルにおいて全 13 項目が 0.425～0.828 の因子負荷量を示したこと、また因子間相関が 0.575～0.606 と高い値を示したことは、SC が根底では統合的な資源としての性質を持つことを示唆している。しかしながら、BIC によるモデル比較では 3 因子モデルが最適と判断され、理論的に想定される 3 次元と概ね対応する因子構造が確認された。このことは、SC が統合的な資源としての性質を持ちつつも、センターと外部関係機関の間に形成される組織間関係においては 3 つの下位次元として弁別可能であることを示している。

先行研究において 1 因子構造が報告されてきたのは、いずれも組織内部の SC を測定した文脈であった（Andrews, 2011；Fandiño et al., 2015）。組織内部では、構成員が日常的に接触し共通の組織文化に埋め込まれているため、構造的つながり・関係の質・認知的共有が渾然一体となりやすい。これに対し、本研究が対象としたのは、異なる制度的基盤・専門性・組織文化を持つ機関間の関係である。こうした組織間関係においては、連絡体制や情報交換の仕組みが整っているか（構造的）、共通の目標や専門用語の理解を共有しているか（認知的）、チームとしての一体感や率直なコミュニケーションが成り立っているか（関係的）が、それぞれ独立した課題として経験される。組織間の制度的・文化的な距離が、SC 各次元間の弁別を促進したものと解釈できる。この知見は、Nahapiet and Ghoshal（1998）が 3 次元の相互関連性を認めつつも分析上の区別として提示した枠組みが、組織間関係という文脈において実証的に支持されうることを示すものであり、Macke et al.（2010）が協働ネットワークにおいて 3 因子構造を確認した結果とも一致している。

次に、理論的配置と異なる項目帰属についても検討する。Q20（信頼度）は関係的次元の中核概念とされるが、本研究では認知的次元に負荷した。これは、異なる組織に属する専門職間の信頼が、個人的な親密さや感情的紐帯に加えて、支援目標や価値観の共有に根ざした認知的基盤の上に成り立っている可能性を示唆している。YC 支援のように領域横断的な連携が求められる場面では、相手機関と支援の方向性を共有しているという認識が、信頼の基盤となっていると考えられる。一方、Q22（協力要請）は関係的次元ではなく構造的次元に負荷した。協力を要請できるかどうかは、心理的な関係の質というよりも、連絡先を知っている・担当者にアクセスできるといった構造的条件に依存する側面が、この文脈ではより強く表れたものと解釈できる。

3 因子構造が弁別されたことは、多機関連携の促進に向けた実践上の示唆を与える。SC が 1 因子的であれば、連携の強化は全体的な関係性の底上げとして捉えるほかない。しかし、構造的・認知的・

関係的の 3 次元が独立した構成因子として機能しているならば、それぞれに対応した異なる介入が可能となる。たとえば、構造的次元の強化には定期的な連絡会議の設置や担当者間の連絡体制の整備、認知的次元の強化には YC 支援に関する合同研修や事例検討会を通じた支援目標・専門用語の共通理解の醸成、関係的次元の強化には組織の枠を越えたチームとしての一体感を育む機会の創出が、それぞれ有効な方策として想定される。SC 各次元を独立した診断指標として用いることで、連携におけるどの側面が脆弱であるかを特定し、限られた資源を効果的に配分するための実証的根拠を提供しうる。Andrews（2010）が公共組織において、3 つの次元がパフォーマンスに差異的な効果を持つことを示したように、SC 各次元の独立した測定は、どこに働きかけるべきかを明確にするうえで重要である。

以上の考察を踏まえ、本研究の貢献は以下の 3 点に整理される。第 1 に、Nahapiet and Ghoshal（1998）の 3 次元モデルの適用範囲を、従来の民間企業の組織内部（Tsai and Ghoshal, 1998）、企業間協働ネットワーク（Macke et al., 2010）、公共組織（Andrews, 2010；Andrews, 2011）から、準行政機関が外部の多様な関係機関と構築する組織間関係へと拡張した点である。第 2 に、一部の研究において、組織内部の SC は 3 次元が弁別されない単一の構成概念として扱われてきた（Andrews, 2011；Fandiño et al., 2015）。一方、民間企業間の協働ネットワークにおいては 3 次元の弁別が確認されている（Macke et al., 2010）。本研究は、公共セクターにおける準行政機関と外部関係機関の組織間関係という新たな文脈においても 3 次元が弁別されうることを示し、SC 次元構造の文脈依存性に関する知見を拡充したと考える。第 3 に、センターにおける YC 支援の多機関連携を対象とした SC 測定項目を作成し、連携体制の診断と強化に向けた実践的基盤を提供した点である。

最後に、残された課題を述べる。第 1 に、調査対象が新潟県内のセンター職員に限定されており、地域特性や自治体規模による差異を考慮すると、他地域への一般化可能性を検証する必要がある。第 2 に、データはすべて自己報告による測定であり、回答者の主観的認知と実際の組織間関係との間に乖離が生じている可能性がある。第 3 に、一部の項目に課題が認められた。Q19（最善の支援目標の優先）は因子負荷が 0.425 と比較的低く、測定対象とする概念を的確に捉えるための文言の修正を検討する必要がある。

謝辞

本研究の調査にご協力いただきました新潟県内の地域包括支援センターの管理者ならびに職員の皆様に、心より感謝申し上げます。ご多忙の中、貴重なお時間を割いてアンケート調査にご回答いただいたことに深くお礼申し上げます。

なお、本研究は JSPS 科研費 JP25K16860 の助成を受けたものです。

引用・参考文献

Andrews, R. (2010) *"Organizational Social Capital, Structure and Performance"*, Human Relations, 63(5), pp.583–608.

Andrews, R. (2011) *"Exploring the Impact of Community and Organizational Social Capital on Government Performance: Evidence from England"*, Political Research Quarterly, 64(4), pp.938–949.

Bourdieu, P. (1986) *"The Forms of Capital"*, in Richardson, J. (Ed.), Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education, Greenwood, pp.241–258.

Coleman, J. S. (1988) *"Social Capital in the Creation of Human Capital"*, American Journal of Sociology, 94(Supplement), pp.S95– S120.

Fandiño, A. M., Marques, C. M. V. A., Menezes, R. M. P., and Bentes, S. M. R. (2015) *"Organizational Social Capital Scale Based on Nahapiet and Ghosal Model: Development and Validation"*, Review of Contemporary Business Research, 4(2), pp.25–38.

Gannon, B. and Roberts, J. (2020) *"Social Capital: Exploring the Theory and Empirical Divide"*, Empirical Economics, 58, pp.899–919.

Granovetter, M. (1985) *"Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness"*, American Journal of Sociology, 91(3), pp.481–510.

Israel, G. D. (1992, revised 2013) *"Determining Sample Size"*, University of Florida, IFAS Extension.

Kazlauskaitė, R., Liubertė, I., Poškutė, V., and Matonytė, I. (2025) *"Inter-organizational Knowledge and Information Transfer in Long-term Care for Older Persons: Do Sector and Resource Availability Matter?"*, Journal of Health Organization and Management, 39(9), pp.247–265.

Macke, J., Vallejos, R. V., Faccin, K., and Genari, D. (2010) *"The Impact of Inter-organizational Social Capital in Collaborative Networks Competitiveness: An Empirical Analysis"*, in Camarinha-Matos, L. M., Boucher, X., & Afsarmanesh, H. (Eds.), Collaborative Networks for a Sustainable World (PRO-VE 2010, IFIP AICT, vol.336), Springer, pp.517–526.

Macke, J., Vallejos, R. V., and Toss, E. D. (2010) *"Building Inter-organizational Social Capital Instruments to Evaluate Collaborative Networks"*, iBusiness, 2, pp.67–71.

Nahapiet, J. and Ghoshal, S. (1998) *"Social Capital, Intellectual Capital, and the Organizational Advantage"*, Academy of Management Review, 23(2), pp.242–266.

Steinmo, M. and Rasmussen, E. (2018) *"The Interplay of Cognitive and Relational Social Capital Dimensions in University-Industry Collaboration: Overcoming the Experience Barrier"*, Research Policy, 47, pp.1964–1974.

Tsai, W. and Ghoshal, S. (1998) *"Social Capital and Value Creation: The Role of Intrafirm Networks"*, The Academy of Management Journal, 41(4), pp.464-476.

愛媛県（2023）『ヤングケアラー支援に向けたアンケート調査報告書　地域包括支援センター（主任介護支援専門員　保健師　社会福祉士）』.

楠山大暁・菊池美智子・太田尚子・山上順矢（2025）「地域包括支援センターによるヤングケアラー発見の可能性について－青森県内の地域包括支援センターに行った調査結果より－」『青森中央学院大学地域マネジメント研究所研究年報』(21), pp.31–47.

厚生労働省（2024）「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示第 18 号、令和 6 年 1 月 19 日）.

こども家庭庁（2024）「ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について」, Retrieved from: https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer（検索日：2026 年 3 月 31 日）.

パットナム, R. D.（2001）『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』（河田潤一 訳）, NTT 出版.（Putnam, R. D. (1993). Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy. Princeton University Press.）

パットナム, R. D.（2006）『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』（柴内康文 訳）, 柏書房.（Putnam, R. D. (2000). Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community. Simon & Schuster.）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2021）『令和２年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』.
宮崎県（2024）『ヤングケアラーの実態に関する調査報告書 1-1 地域包括支援センター編』.
ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム（2021）『ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告』.